

瀬戸内町 障害者計画及び
第6期 障害福祉計画・
第2期 障害児福祉計画



令和3年3月



鹿児島県 瀬戸内町

※このページは白紙です

はじめに

本町の障害福祉行政に対し、ご理解・ご協力いただきまして心より感謝申し上げます。

現在、国におきましては、「障害を持つ人や、高齢者等が住み慣れた地域で、その人らしい生活が継続できるように」多様な社会資源を活用し多職種・多機関の連携による地域包括ケアの考え方に基づく、仕組みづくりをめざした施策を展開しております。



本町では、平成18年度に第1期障害福祉計画を策定し、3年毎に見直し、6年毎に障害者計画の見直しを行い地域において必要な、障害者福祉サービス等の整備に努めてまいりました。

その一環として、「チームせとうち 我が事・丸ごと支えあい地域づくり推進会議」を設置し、身体・知的・精神等の障害の分野や高齢者分野等のその属性・制度に関わらず地域に生活する者として、複雑・多様化し、その世帯が抱える課題を解決する事を目的とした、地域共生社会の実現を目指した国のモデル事業に取り組み、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画においてもこの考え方を踏まえた計画を推進してまいりました。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画においても地域共生社会を実現する為の取り組みを推進・深化させ障害者や、障害児のみならず子供から高齢者までの全ての皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域づくり、まちづくりを目指した施策を進めていきたいと考えております。

結びになりますが、本計画の策定に際し熱心なご審議・ご提言をいただきました、策定委員会の皆様、策定にかかるアンケート調査にご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

瀬戸内町長 **鎌田 愛人**

※このページは白紙です

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	3
2 近年の障害者を取り巻く制度改正の動き(国)	4
3 関連計画との関係	5
4 計画の期間	5
5 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要	6
(1)趣旨	6
(2)基本指針における7つの基本的理念	6
(3)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概略	8
6 計画の策定体制	9
(1)瀬戸内町障害福祉計画策定委員会	9
(2)アンケート調査	9
(3)パブリックコメント	10
第2章 瀬戸内町における障害者の現状	11
1 障害者数の推移	13
(1)全体(身体・知的・精神)	13
(2)身体障害者手帳所持者	14
(3)療育手帳所持者	17
(4)精神障害者保健福祉手帳所持者	18
(5)障害児の保育・教育状況	19
(6)瀬戸内町(役場)における障害者雇用の状況	20
2 アンケート調査結果	21
(1)持っている手帳や障害、障害の程度について	21
(2)現在の住まいについて	21
(3)同居者について	22
(4)介護や支援をしている人	22
(5)平日の日中の主な過ごし方	23
(6)平日の夕方から夜や休日の過ごし方と希望	23
(7)将来、望む暮らし方について	24
(8)就労について	25
(9)障害者が地域で自立して生活を送るために、重点的に取り組むべき施策の重要度と現在の満足度について	26
第3章 計画の基本な考え方	27
1 計画の基本理念	29
2 計画の基本的視点	29
(1)主体性、自立性の確立	29

(2) ライフステージに沿った総合的な施策の推進	29
(3) すべての人にやさしいまちづくり	29
(4) 住民総参加によるノーマライゼーション社会の実現	30
(5) 在宅生活・地域生活の重視	30
(6) 障害の重複化・重度化及び障害のある人の高齢化への対応	30
(7) 障害のある人の活躍の場の確保	30
3 地域共生社会の実現に向けた取組	31
(1) チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業	31
(2) 主な取組	32
4 施策の体系	35
第4章 施策の展開	37
1 啓発・広報	39
(1) 啓発・広報の促進	39
(2) 福祉教育の推進	40
(3) ボランティア活動の推進	40
2 教育	41
(1) 教育相談、就学指導体制の充実	41
(2) 障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の充実	41
(3) 生涯学習の充実	42
3 雇用・就業	43
(1) 障害のある方の職業的自立の促進	44
(2) 障害のある方の雇用機会の拡大の推進	44
(3) 職業相談に関するハローワークへの紹介等の推進	44
(4) 職業訓練の場の確保	44
4 保健・医療	45
(1) 母子保健対策の充実・推進	46
(2) 成人保健対策の充実・推進	46
(3) 医療・リハビリテーションの充実	46
(4) 精神保健対策の充実・推進	47
(5) 障害の原因となる傷病の予防と対策	47
(6) 専門従事者の養成・確保	47
5 福祉	48
(1) 地域福祉の推進	49
(2) 自立と社会参加の促進	49
(3) 障害福祉サービスの適切な提供	49
(4) 専門従事者の養成・確保と障害者(児)団体の活性化	49
(5) 人権保護と虐待防止対策の拡充	50
6 生活環境	51

(1)総合的な福祉のまちづくりの推進.....	54
(2)住宅環境の整備.....	54
(3)公共建築物等の改善.....	55
(4)選挙等における配慮.....	55
(5)公園等環境の整備.....	55
(6)移動・交通対策の推進.....	55
(7)防犯・防災対策の推進.....	55
(8)障害のある方の消費者保護対策の充実.....	56
(9)相談体制及び情報収集・提供.....	56
(10)司法手続における配慮.....	56
(11)感染症対策にかかる体制整備.....	57
7 スポーツ・レクリエーション及び文化活動.....	58
(1)スポーツ、レクリエーションの振興.....	58
(2)文化活動の振興.....	58
第5章 成果目標の設定.....	59
1 第5期・第1期計画における成果目標の評価.....	61
(1)成果目標の進捗.....	61
(2)指定障害福祉サービス等の実績.....	62
2 第6期・第2期計画の成果目標の設定.....	64
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	64
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	65
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	66
(4)福祉施設から一般就労への移行等.....	67
(5)障害児支援の提供体制の整備等.....	68
(6)相談支援体制の充実・強化等.....	70
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	71
第6章 障害福祉サービス等の量の見込み.....	73
1 障害福祉サービス.....	75
(1)訪問系サービス.....	75
(2)日中活動系サービス.....	76
(3)居住系サービス.....	78
(4)相談支援.....	79
(5)見込み量の確保のための方策.....	79
2 障害児福祉サービス.....	81
(1)通所支援.....	81
(2)相談支援.....	82
(3)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置.....	83
(4)子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標の設定.....	83

(5)見込み量の確保のための方策.....	83
3 地域生活支援事業.....	85
(1)必須事業の概要.....	85
(2)任意事業の概要.....	86
(3)サービス量の見込み.....	87
(4)見込み量の確保のための方策.....	87
4 発達障害者等に対する支援.....	88
(1)国の基本指針と活動指標.....	88
(2)見込み量の確保のための方策.....	88
第7章 計画の推進にあたって.....	89
1 計画の評価・検討.....	91
2 推進体制の確立.....	92
資料編.....	93
瀬戸内町障害福祉計画策定委員会設置要項.....	93
瀬戸内町障害福祉計画策定委員会委員名簿.....	94
チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛宣言.....	95



第 1 章

計画の概要

※このページは白紙です



第 1 章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

これまで国においては、平成 18（2006）年 12 月に国連本部において採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成 21（2009）年 12 月に、政府が障害者制度改革推進本部を設置したことを機に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害者基本法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）等の国内法が整備されました。このような中、本町においては、障害者基本法を根拠法として6年を1期とする「障害者計画」、障害者総合支援法を根拠法として、3年毎に策定する「障害福祉計画」及び児童福祉法を根拠法とする「障害児福祉計画」により計画的な障害者施策の推進を行ってきました。

このたび、令和2（2020）年度に「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針及び近年の障害者制度改革を踏まえ、障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、だれもが同じ地域の一員として共に生きる「地域共生社会」の実現に向け、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年を計画期間として策定するものです。

図表：計画名・根拠法及び主な策定事項

計画名	根拠法及び主な策定事項
障害福祉計画	根拠法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条
	(市町村障害福祉計画) <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ○ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等
障害児福祉計画	根拠法 児童福祉法第33条の20
	(市町村障害児福祉計画) <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等 ○ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等



2 近年の障害者を取り巻く制度改革の動き（国）

障害者自立支援法施行以降の主な国の動きは以下のとおりです。

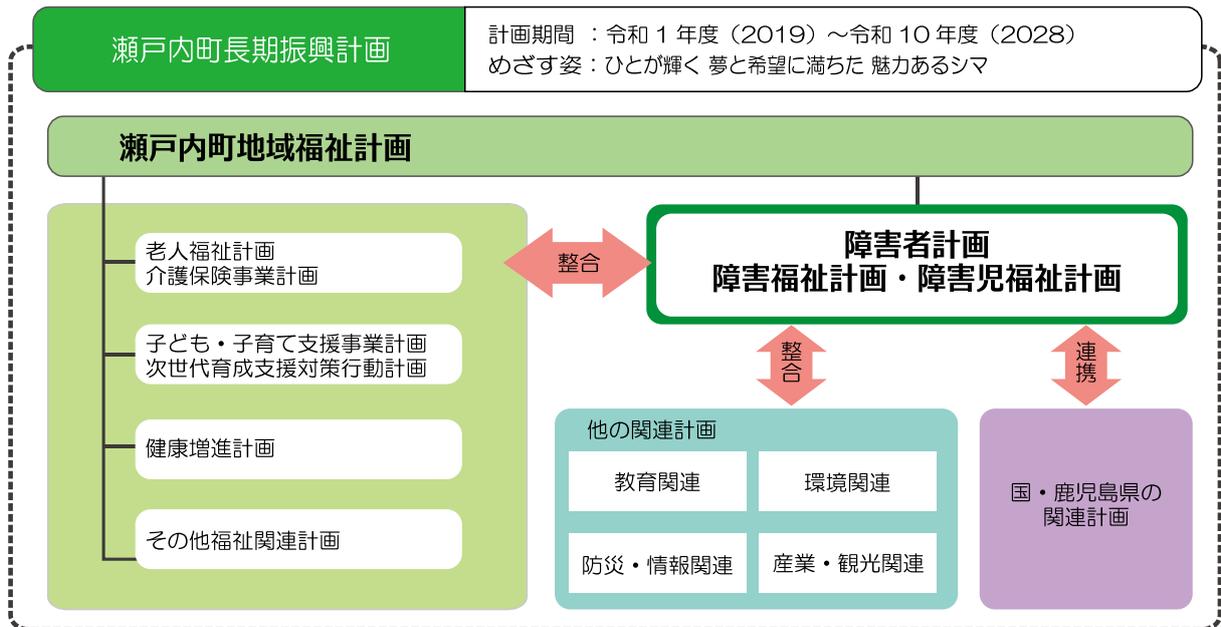
図表：近年の障害者を取り巻く制度改革の動き（国）

年	主な制度・法律	主な内容
平成 25 年 (2013)	障害者総合支援法の施行 (障害者自立支援法の改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会実現等の基本理念の制定 ・障害者の範囲見直し(難病等を追加)
平成 26 年 (2014)	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成 18(2006)年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
平成 27 年 (2015)	難病法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
平成 28 年 (2016)	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成 30 年 4 月施行	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神に障害のある人を追加
	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	【改正】発達障害者支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援地域協議会の設置(県) ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
平成 30 年 (2018)	【改正】障害者総合支援法及び 児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
平成 31 年 ／令和元年 (2019)	障害者文化芸術推進計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害のある人による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障害のある人の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
	【改正】障害者雇用促進法 ※令和 2 年 4 月施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給

3 関連計画との関係

本町の上位計画である「瀬戸内町長期振興計画」における障害者福祉分野の部門別計画として位置づけられます。また、老人福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等、関連する計画と整合を図りながら策定しています。

図表：関連計画との関係



4 計画の期間

「障害者計画」は平成 30 度～令和 5 年度の6年間、「第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画」は、令和 3～5 年度の3年間を計画期間とします。

図表：計画の期間

平成 30年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者計画						障害者計画					
第 5 期 障害福祉計画			第 6 期 障害福祉計画			第 7 期 障害福祉計画		第 8 期 障害福祉計画			
第 1 期 障害児福祉計画			第 2 期 障害児福祉計画			第 3 期 障害児福祉計画		第 4 期 障害児福祉計画			



5 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要

(1) 趣旨

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定するに当たっては、基本指針を踏まえる必要があります。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、「基本指針」という)

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成又は変更に合わせて即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

(2) 基本指針における7つの基本的理念

これまでの基本理念(①～⑤)に加え、⑥障害福祉人材の確保と、⑦障害者の社会参加を支える取組が追記されました。(令和2年厚生労働省告示第213号から抜粋)

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮する
- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める

② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

- 障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村が実施主体となる
- 障害福祉サービスの充実を図り、地域によるサービスの偏りを防ぐ

③ 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整える
- 障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるサービスの提供等、地域社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を進める

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- 地域ごとの特色を活かし、包括的な支援体制の構築に取り組む

⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援

- 障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図る
- 障害児のライフステージに沿った、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る
- 全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進する

⑥ 障害福祉人材の確保 **新**

- 専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携を推進する
- 障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な発信をする
- 関係者が協力して取り組む

⑦ 障害者の社会参加を支える取組 **新**

- 障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る

(3) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概略

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
 - ・ 地域移行者数：R元年度末施設入所者の6%以上
 - ・ 施設入所者数：R元年度末の1.6%以上削減
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
 - ・ 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
 - ・ 退院率：3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍
うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍(新)
 - ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
 - ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上(新)
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
 - ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
 - ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
 - ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
 - ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
 - ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】
 - ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】
 - ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、日常生活における現状や課題、障害者福祉サービスに対する利用意向などを把握するための「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、計画の策定段階では、有識者や住民代表から構成される「瀬戸内町障害福祉計画策定委員会」において、アンケート調査、地域課題、今後における施策等の内容について検討を行いました。

(1) 瀬戸内町障害福祉計画策定委員会

計画策定においては、社会全体で障害福祉に対する取組を行っていく必要があることから、行政機関内部だけでなく福祉関係者、障害者団体等で構成された「瀬戸内町障害福祉計画策定委員会」を設置し、様々な見地からの意見をいただきました。

図表：策定委員会の議題

	期 日	議 題
第1回	令和2年12月	<ul style="list-style-type: none"> ●国・県における計画の指針について ●計画決定までのタイムスケジュールについて ●アンケート内容の確認
第2回	令和3年2月	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者・障害児アンケート調査結果について ●計画素案について
第3回	令和3年3月	<ul style="list-style-type: none"> ●計画素案について（最終確認） ●その他（策定委員会承認について）

(2) アンケート調査

障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。

図表：調査概要

調査期間	令和2年11月～12月
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各所持者、難病患者の方及び療育を必要とする児童・生徒の保護者
回収状況	18歳以上の障害福祉サービスを利用する方に対する調査 配布数：707件 回収数：260件 回収率：36.8% 児童の保護者に対する調査 配布数：15件 回収数：6件 回収率：40.0%

(3) パブリックコメント

計画案に対し、町民の方々の意見を聞くために閲覧の機会を設け、意見を公募しました。実施概要は以下のとおりです。

図表：パブリックコメント実施概要

募集期間	令和3年2月5日～2月19日
意見提出方法	電子メールもしくは、窓口にて提出



第 2 章

瀬戸内町における障害者の現状

※このページは白紙です



第2章 瀬戸内町における障害者の現状

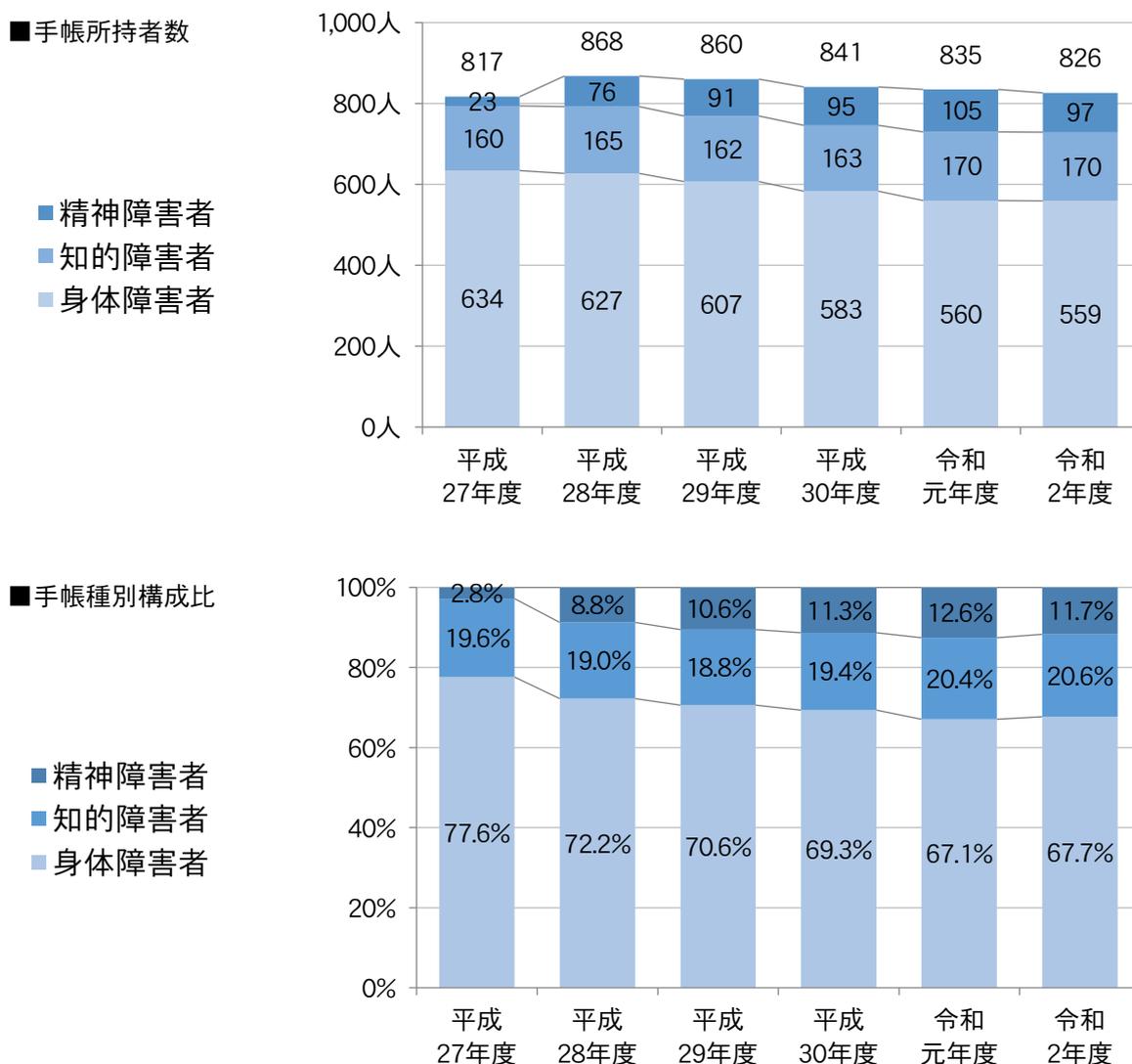


1 障害者数の推移

(1) 全体（身体・知的・精神）

本町の障害者数（手帳所持者数）は、令和2年4月1日現在で826人となっており、やや減少傾向で推移しています。

図表：障害者数の状況(全体)

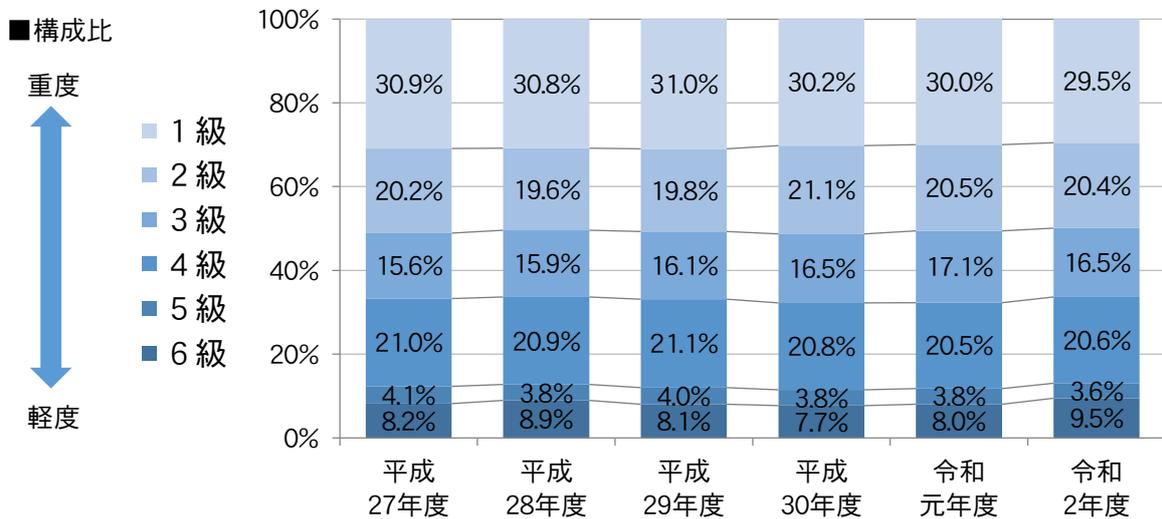
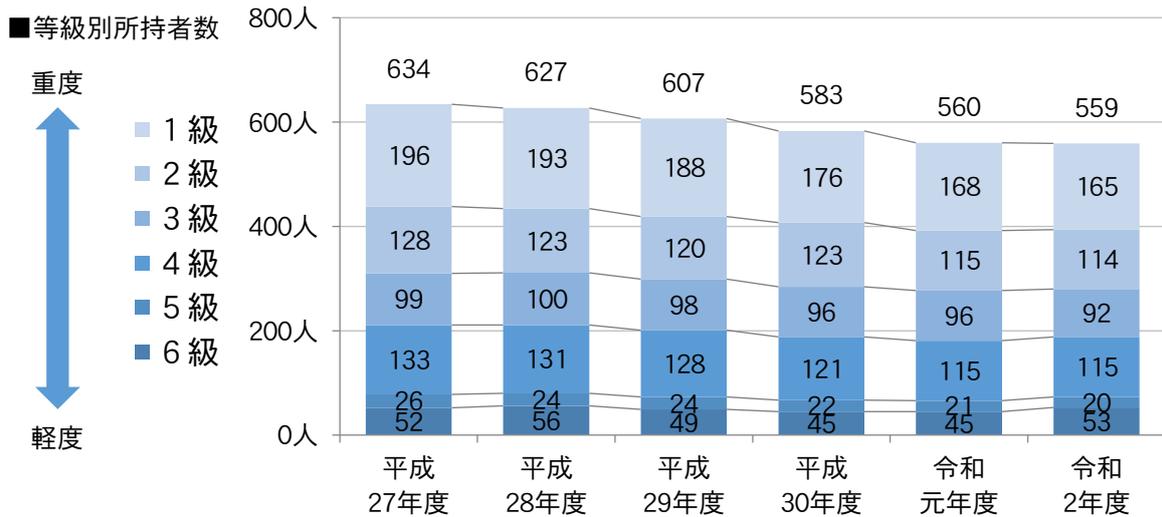


[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

(2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、令和2年4月1日現在で559名となっており、等級区分別の構成比をみると、重度者である1級及び2級の割合が全体の49.9%を占めています。

図表：身体障害者手帳所持者の状況



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児（18歳未満）	6	5	3	4	4	5
障害者（18歳以上）	628	622	604	579	556	554

[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

図表：障害種別身体障害者(児)数

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
視覚障害	障害児	0	0	0	0	0	0
	障害者	70	62	61	59	55	55
	小計	70	62	61	59	55	55
聴覚障害	障害児	1	0	0	0	1	2
	障害者	111	117	108	101	91	98
	小計	112	117	108	101	92	100
言語障害	障害児	0	0	0	0	0	0
	障害者	15	15	15	13	12	11
	小計	15	15	15	13	12	11
肢体不自由	障害児	3	4	3	3	2	2
	障害者	272	268	258	248	238	231
	小計	275	272	261	251	240	233
内部障害	障害児	2	1	0	1	1	1
	障害者	160	160	162	158	160	159
	小計	162	161	162	159	161	160
合計	障害児	6	5	3	4	4	5
	障害者	628	622	604	579	556	554
	小計	634	627	607	583	560	559

[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

図表：等級別身体障害者(児)数

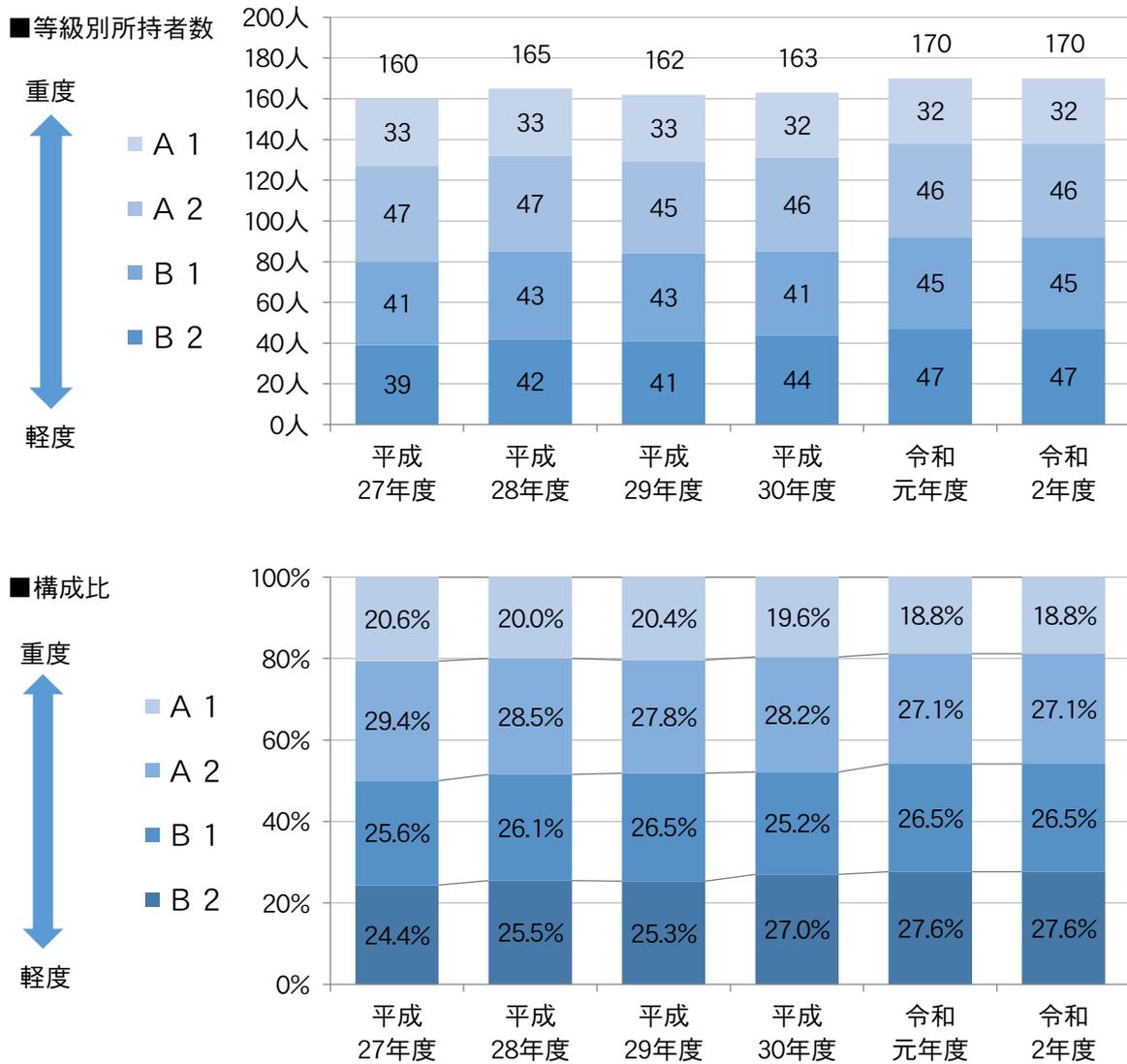
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1級	障害児	1	3	1	2	1	1
	障害者	195	190	187	174	167	164
	小計	196	193	188	176	168	165
2級	障害児	1	1	1	1	1	1
	障害者	127	122	119	122	114	113
	小計	128	123	120	123	115	114
3級	障害児	1	1	0	0	1	1
	障害者	98	99	98	96	95	91
	小計	99	100	98	96	96	92
4級	障害児	1	0	1	1	1	1
	障害者	132	131	127	120	114	114
	小計	133	131	128	121	115	115
5級	障害児	1	0	0	0	0	1
	障害者	25	24	24	22	21	19
	小計	26	24	24	22	21	20
6級	障害児	0	0	0	0	0	0
	障害者	52	56	49	45	45	53
	小計	52	56	49	45	45	53
合計	障害児	5	5	3	4	4	5
	障害者	629	622	604	579	556	554
	小計	634	627	607	583	560	559

[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

(3) 療育手帳所持者

療育手帳所持者は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在で170名となっており、等級区分別の構成比をみると、B（中・軽度）の割合が上昇傾向にあり、全体の54.1%を占めています。

図表：療育手帳所持者の状況

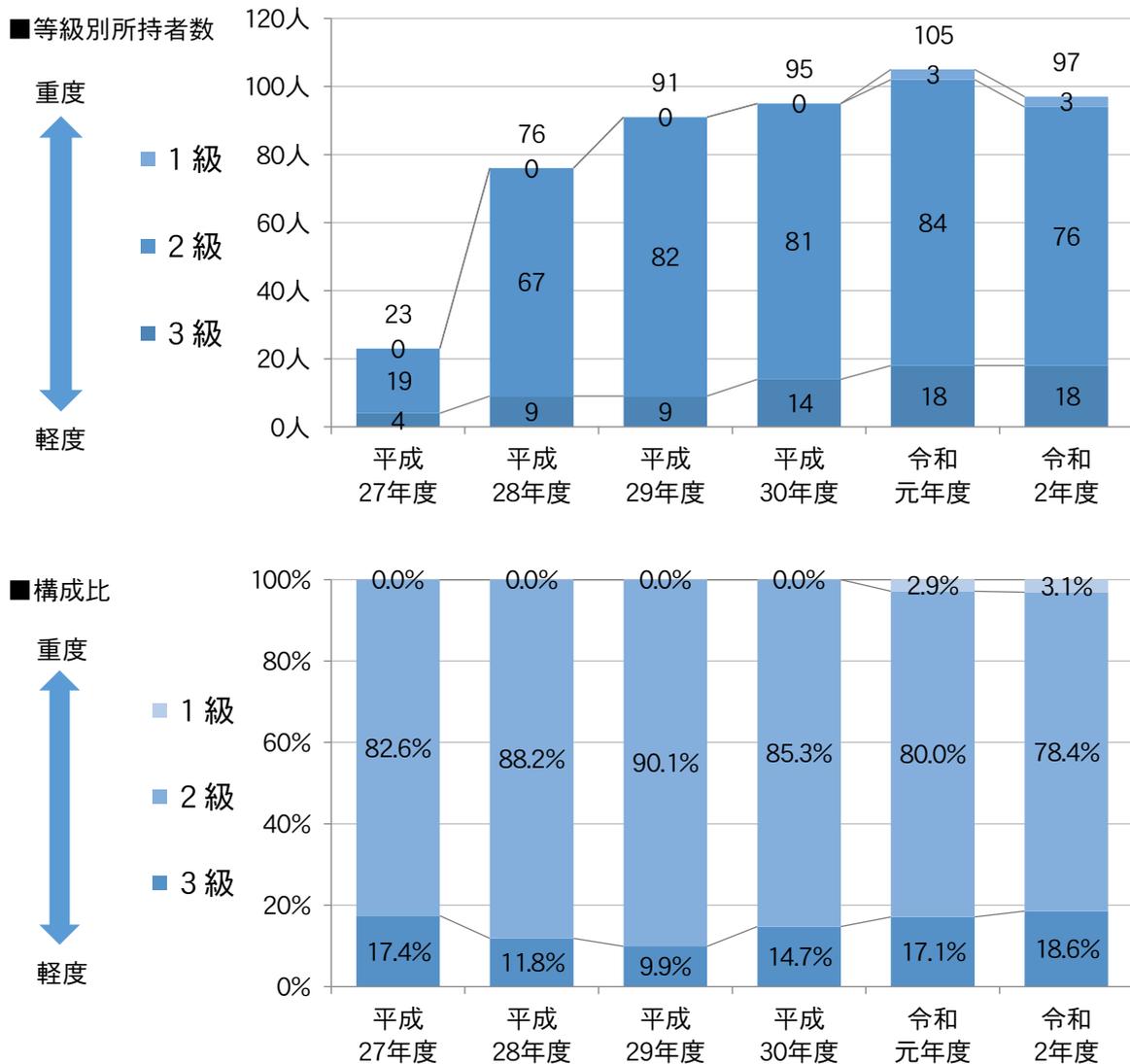


[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、令和2年4月1日現在で97名となっており、等級区分別の構成比をみると、中度者である2級の割合が全体の78.4%を占めています。

図表：精神障害者保健福祉手帳所持者の状況



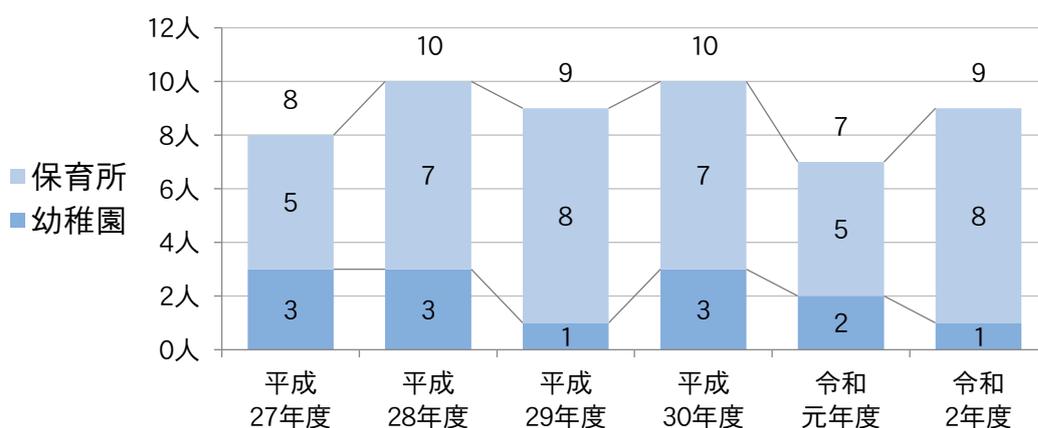
[出典]保健福祉課(各年4月1日現在)

(5) 障害児の保育・教育状況

① 保育所・幼稚園等における障害児数の状況

保育所・幼稚園等に通園している障害児数は、令和2年度で9名となっています。なお、本町において、障害児の受け入れが可能な保育所は7箇所、幼稚園は2箇所あります。

図表：認定こども園・保育所・幼稚園等における障害児の状況

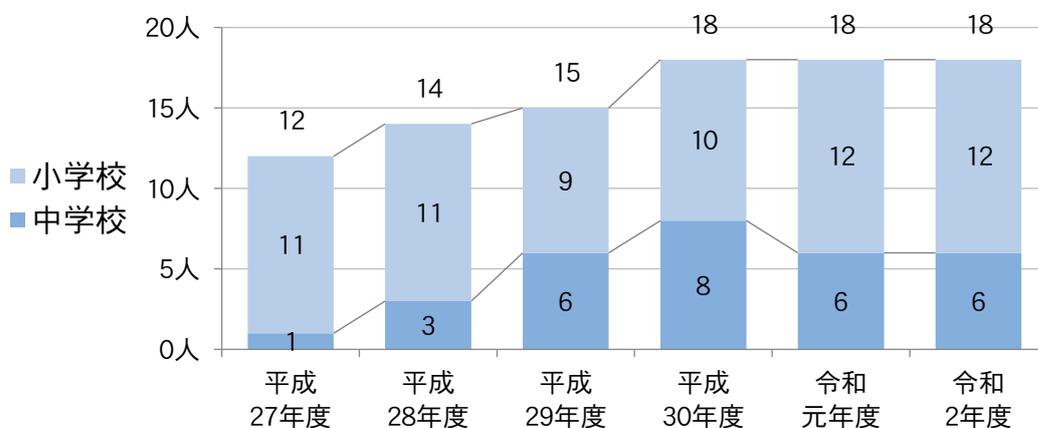


[出典]教育委員会総務課・町民生活課(各年4月1日現在)

② 特別支援学級児童数の状況

特別支援学級に通う児童生徒数の推移をみると、令和2年度で18人となっています。

図表：特別支援学級児童数の状況

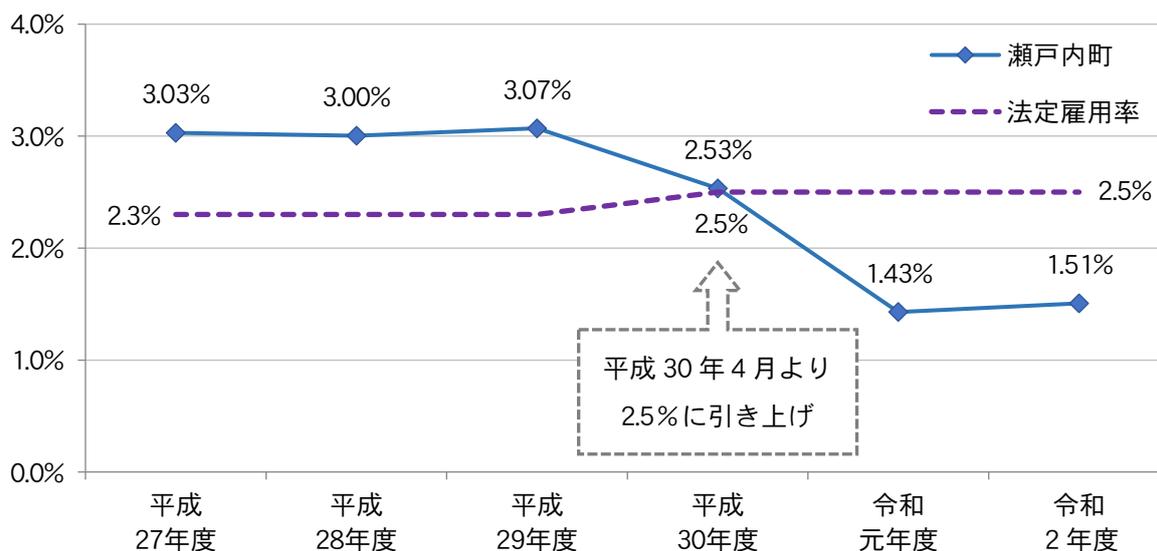


[出典]教育委員会総務課(各年4月1日現在)

(6) 瀬戸内町（役場）における障害者雇用の状況

本町における障害者雇用の状況をみると、令和元年度からは法定雇用率を下回る状況が続いており、改善に向けて障害者向けの採用試験を実施しています。今後も、毎年の任免状況通報による把握・進捗管理を継続します。

図表：瀬戸内町における障害者雇用率の推移

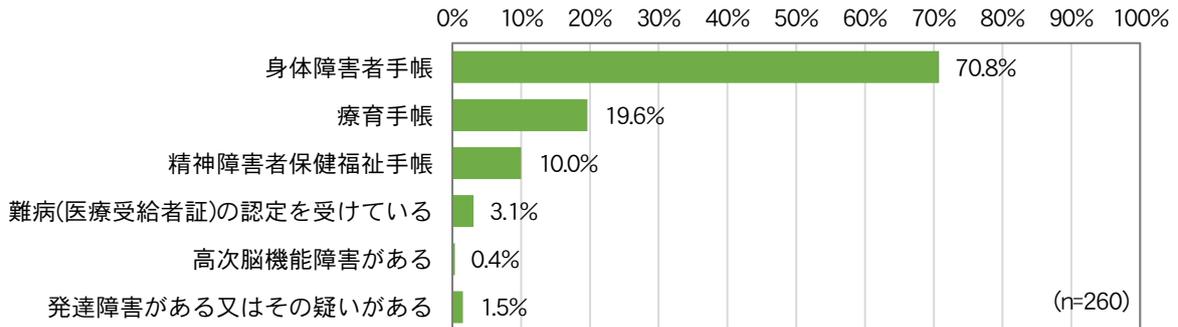


[出典]総務課(各年6月1日現在)

2 アンケート調査結果

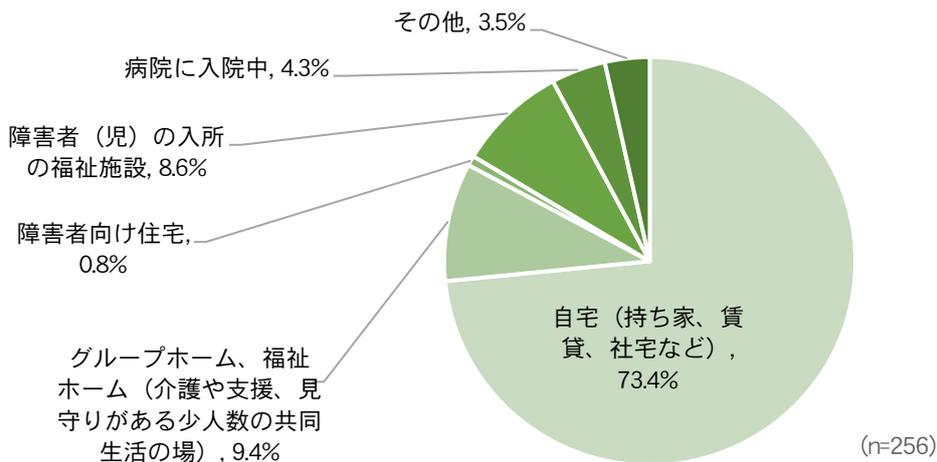
(1) 持っている手帳や障害、障害の程度について

「身体障害者手帳」とする割合が70.8%で最も高く、次いで「療育手帳」が19.6%、「精神障害者保健福祉手帳」が10.0%となっています。



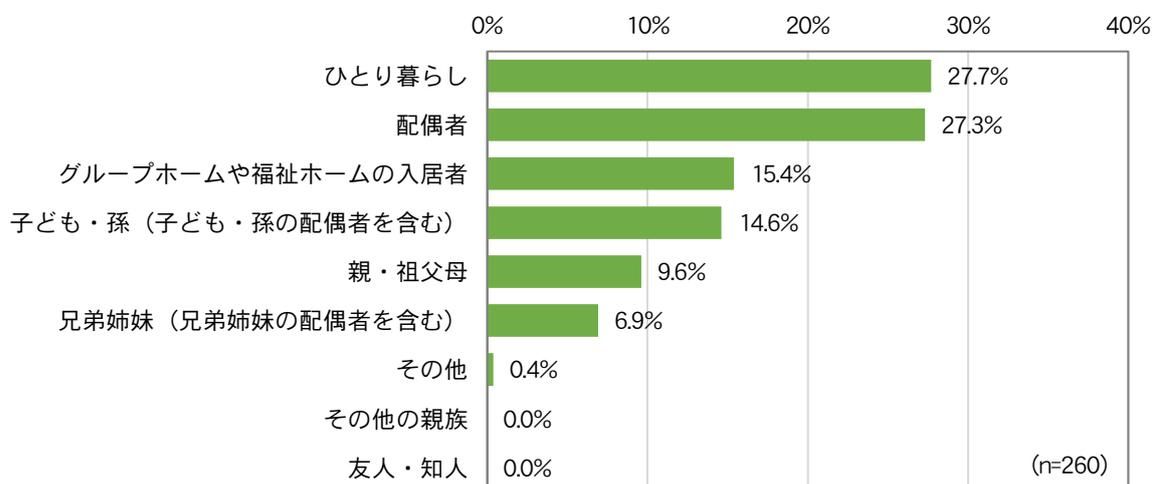
(2) 現在の住まいについて

「自宅（持ち家、賃貸、社宅など）」とする割合が73.4%で最も高く、次いで「グループホーム、福祉ホーム（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活の場）」が9.4%、「障害者（児）の入所の福祉施設」が8.6%となっています。



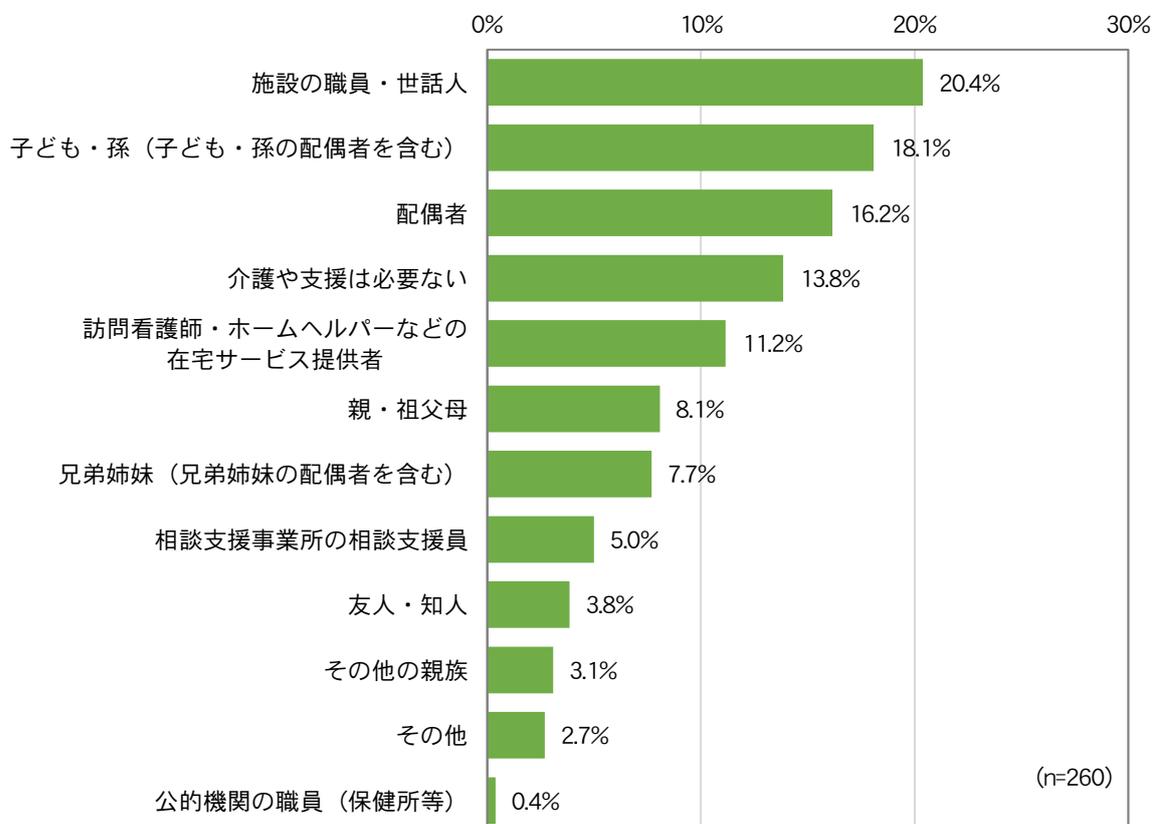
(3) 同居者について

「ひとり暮らし」とする割合が27.7%で最も高く、次いで「配偶者」が27.3%、「グループホームや福祉ホームの入居者」が15.4%となっています。



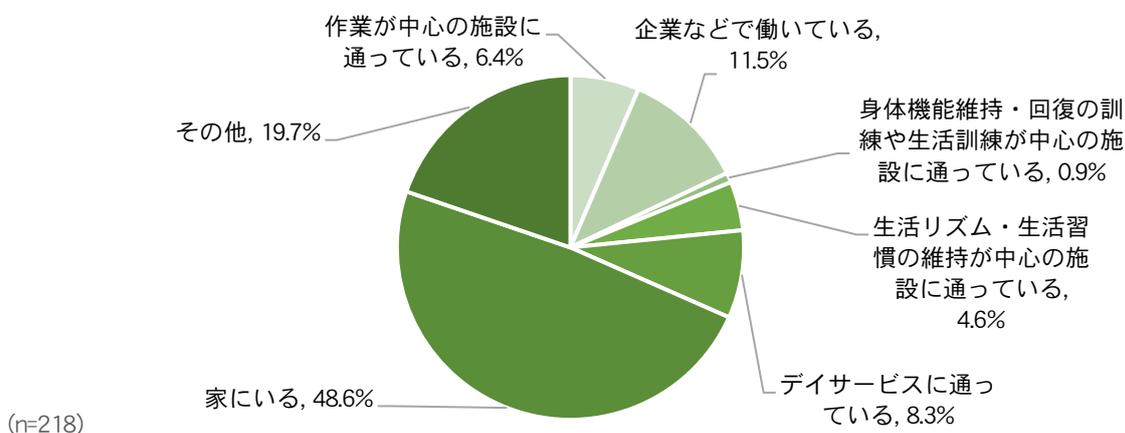
(4) 介護や支援をしている人

「施設の職員・世話人」とする割合が20.4%で最も高く、次いで「子ども・孫 (子ども・孫の配偶者を含む)」が18.1%、「配偶者」が16.2%となっています。



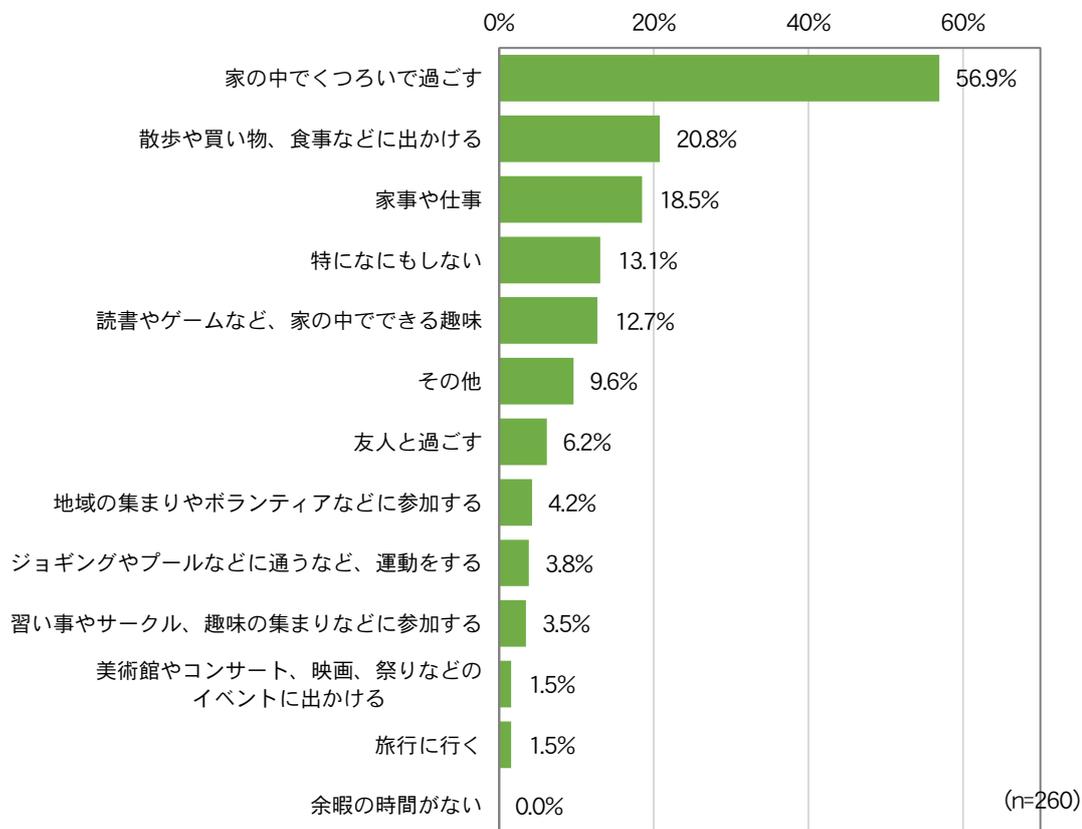
(5) 平日の日中の主な過ごし方

「家にいる」とする割合が48.6%で最も高く、次いで「7. その他」が19.7%、「企業などで働いている（常勤、非常勤、アルバイト、パートなど）」が11.5%となっています。

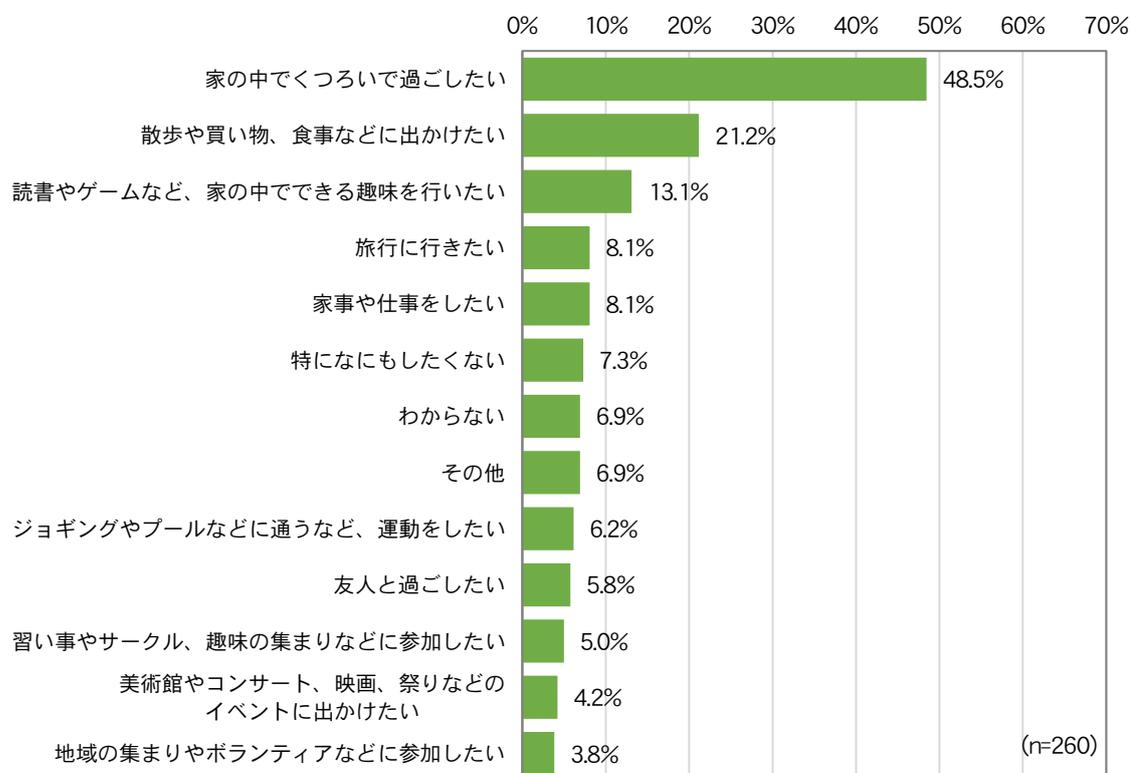


(6) 平日の夕方から夜や休日の過ごし方と希望

現在の過ごし方は、「家の中でくつろいで過ごす」とする割合が56.9%で最も高く、次いで「散歩や買い物、食事などに出かける」が20.8%、「家事や仕事」が18.5%となっています。

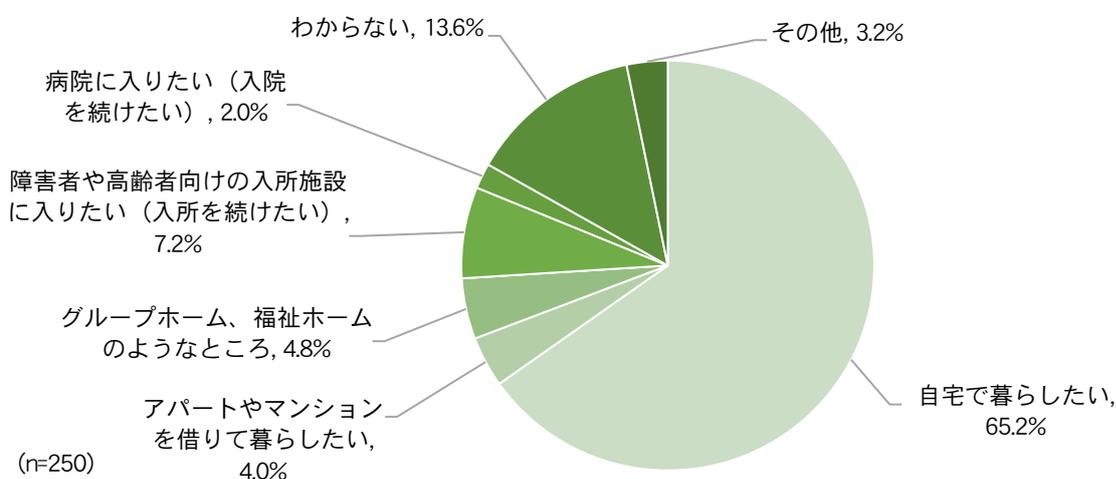


望んでいる過ごし方としては、「家の中でくつろいで過ごしたい」とする割合が48.5%で最も高く、次いで「散歩や買い物、食事などに出かけたい」が21.2%、「読書やゲームなど、家の中でできる趣味を行いたい」が13.1%となっています。



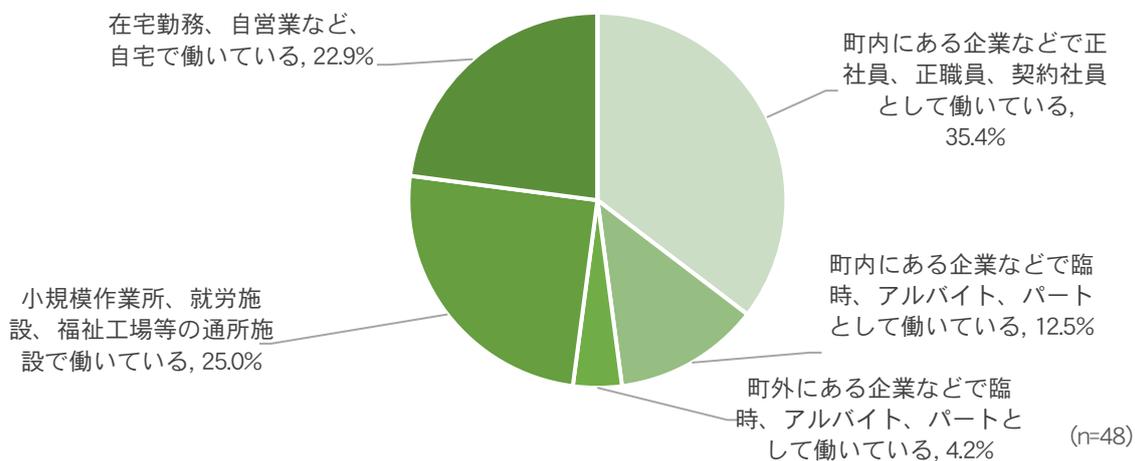
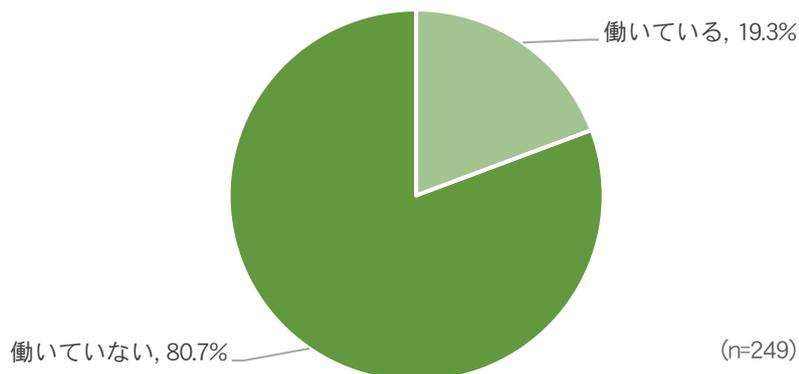
(7) 将来、望む暮らし方について

「自宅で暮らしたい」とする割合が65.2%で最も高く、次いで「わからない」が13.6%、「障害者や高齢者向けの入所施設に入りたい（入所を続けたい）」が7.2%となっています。



(8) 就労について

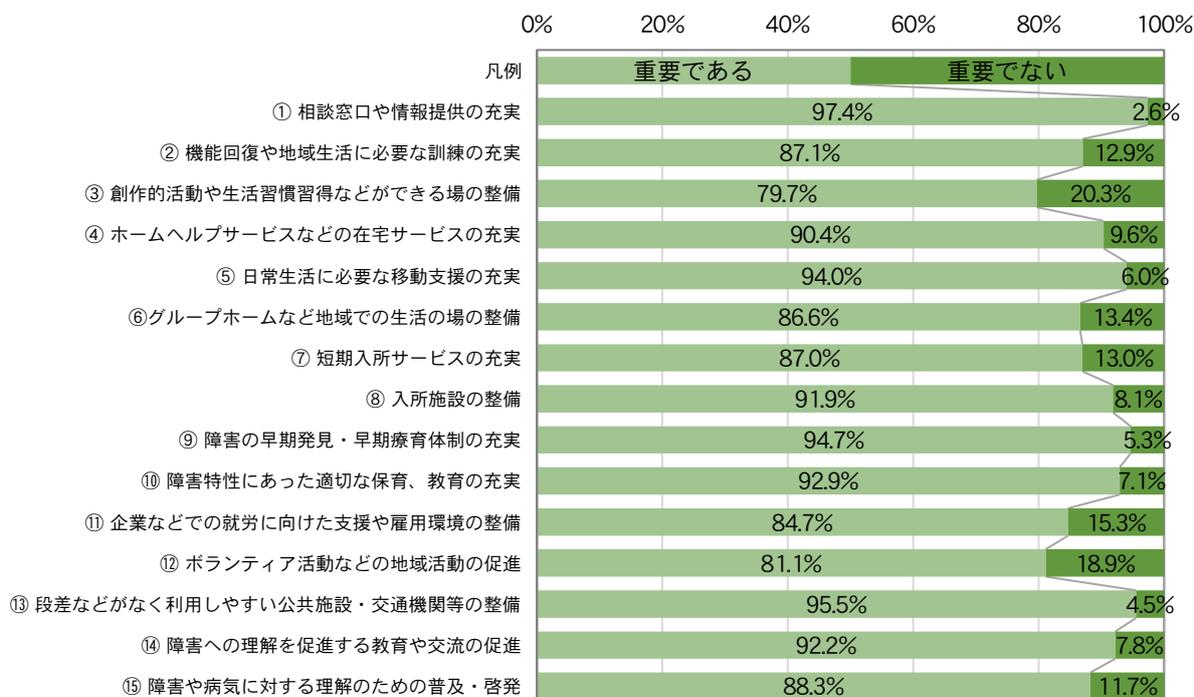
現在「働いている」とする割合が 19.3%、「働いていない」が 80.7%となっています。就労場所については、「町内にある企業などで正社員、正職員、契約社員として働いている」とする割合が 35.4%で最も高く、次いで「小規模作業所、就労施設、福祉工場等の通所施設で働いている」が 25.0%、「在宅勤務、自営業など、自宅で働いている」が 22.9%となっています。



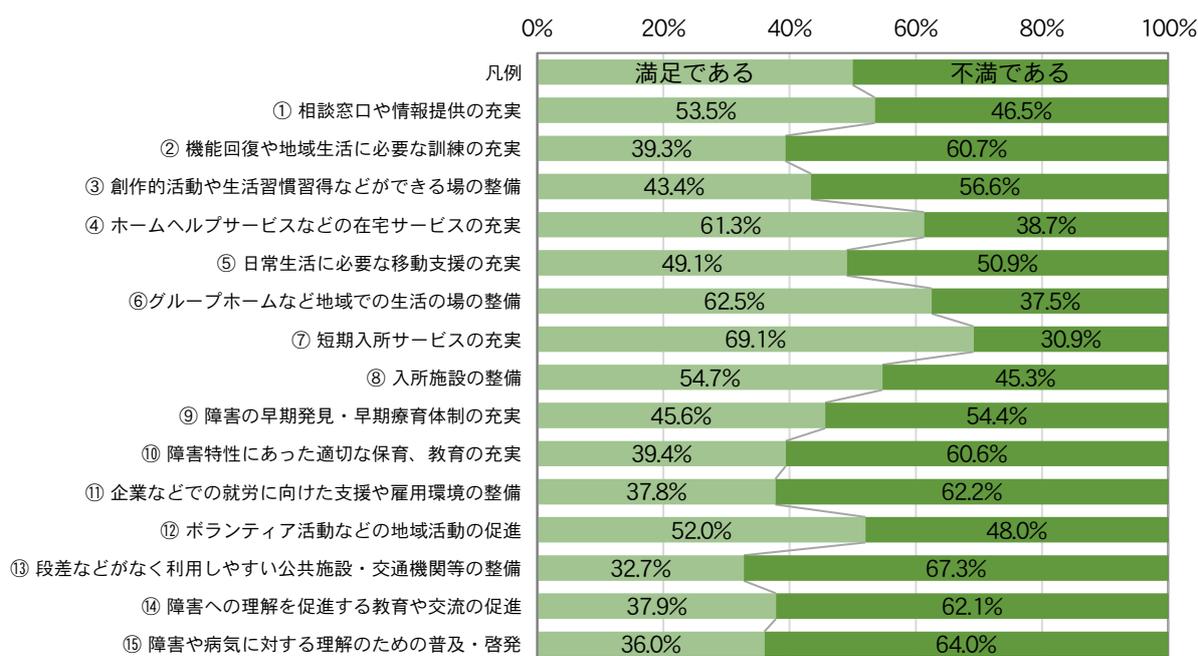
(9) 障害者が地域で自立して生活を送るために、重点的に取り組むべき施策の重要度と現在の満足度について

各施策の重要度と満足度は以下のようになっています。

【重要度】



【満足度】





第 3 章

計画の基本的な考え方

※このページは白紙です



第3章 計画の基本理念



1 計画の基本理念

障害者計画（計画期間平成30年度から令和5年度）において、「障害者の完全参加と平等」を基本理念に掲げています。今回の計画の見直しにあたっては、この基本理念を継承し、障害者福祉を推進します。



2 計画の基本的視点

（1）主体性、自立性の確立

障害のある人は特別な存在でなく、障害のない人と同等の権利を有し、同じ社会の構成員です。また、障害のある人自身大きな可能性を有しているという考え方に立ち、障害のある人が社会の一員として、積極的に社会活動に参加していくということが大切です。さらに、障害の種類や程度に応じた支援を受けることができる環境を整えることは、ノーマライゼーションの観点からも重要です。このため、障害のある人が地域で自立するために必要な支援をニーズに合わせて提供するとともに、相談支援などにより常に障害のある人の声を聞き、自立意識の醸成とその能力を十分に発揮できるような施策の推進を図ります。

（2）ライフステージに沿った総合的な施策の推進

障害のある人に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など広範な分野にまたがっています。したがって、その実施に際しては、関連機関の密接な連携を図るとともに、障害のある人の一人ひとりのライフステージに対応した総合的な施策の推進と、個人の選択を尊重した制度の確立を図ります。

（3）すべての人にやさしいまちづくり

あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方のもとに、障壁のない生活環境の整備を進め、すべての人が地域社会の一員であることを理解し、それぞれが支え合う、やさしさの実感できるまちづくりを進めます。

(4) 住民総参加によるノーマライゼーション社会の実現

障害者施策の推進にあたっては、行政、とりわけ住民に最も身近な町が果たす役割は今後ますます大きくなります。しかしながら、真のノーマライゼーション社会は、行政のみで実現できるものではなく、関係団体、民間事業者、そして特に住民が障害のある人及び障害のある人の抱える課題を理解し、全員参加による取組を行うことにより初めて実現が可能となります。障害及び障害のある人に対する理解を深めることにより、すべての人々の心の壁を取り除き、住民の一人ひとりが障害のある人を取りまく問題を認識し、共に解決に向けて主体的に行動していける社会を目指します。

(5) 在宅生活・地域生活の重視

障害のある人が住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活の自立と社会参加を支援する在宅サービスの充実、就労・文化活動など暮らしを支え生活の質を高める日中活動の場の確保に努めます。さらに、施設入所者や精神科病院入院者で退所(院)を希望する人の地域生活への移行を支援します。

(6) 障害の重複化・重度化及び障害のある人の高齢化への対応

重度の身体障害と知的障害が重複した人、医学的な療養を必要とする障害のある人、強度の行動障害のある人など、障害の重複化・重度化傾向がみられます。これらの人たちが基本的人権をもつ一人の人間として生活ができるよう、その生活の質の向上に努めます。

障害のある人全体に対する高齢者の割合は年々増大しています。高齢で障害のある人については、介護保険制度等の高齢者施策と連携を図りながら、生活の質の向上を目指します。

(7) 障害のある人の活躍の場の確保

交流、生きがい、社会参加といった視点から障害のある人の活動の場を見直し、障害のある人が、障害の種類や程度に応じて活動、就労ができる環境を整える必要があります。障害のある人の様々な能力を多くの人々が正しく理解し、障害のある人が適切な役割を担い、活躍できる社会を目指します。

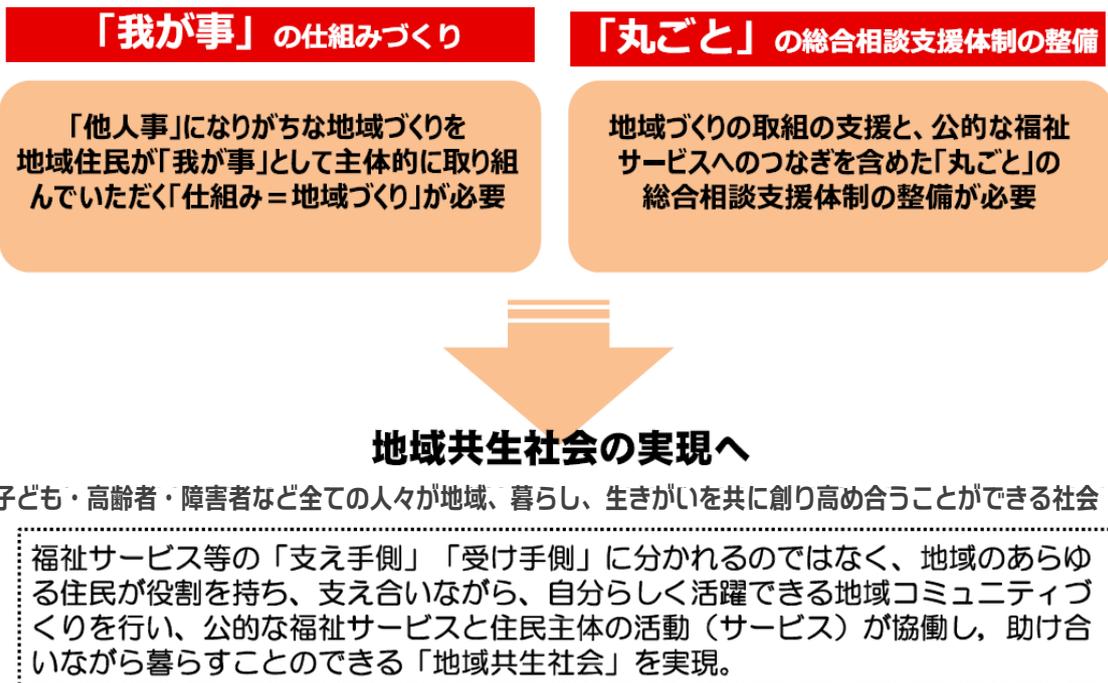


3 地域共生社会の実現に向けた取組

(1) チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年6月2日閣議決定）において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところです。

これを踏まえ、本町においても、地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び本町における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを推進していきます。

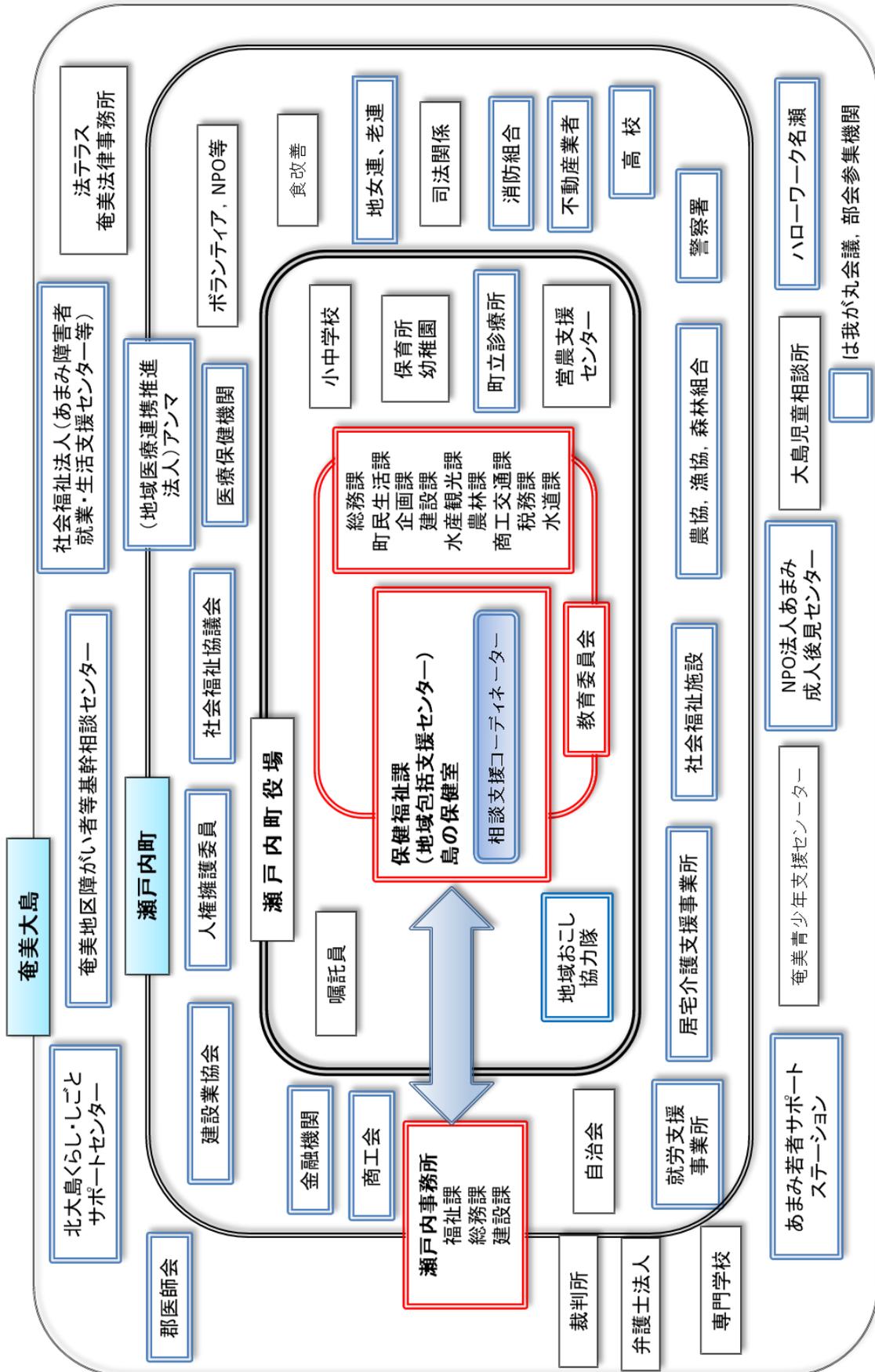


《他人事》から《我がごと》・《縦割り》から《丸ごと》へ

(2) 主な取組

- ・意識啓発：支え愛宣言、卓上ミニのぼり旗の設置、町民対象講演会
- ・相談支援包括化推進員の配置（保健福祉課、地域包括支援センター）
- ・ワンストップ相談窓口の検討
- ・“我が事・丸ごと”支え愛地域づくり推進会議、部会の設置
（相談支援部会、住まい部会、しごと部会）
- ・行政連絡会議の開催
- ・島の保健室事業（加計呂麻島地区に診療看護師等の配置）

相談支援部会	○情報の収集・共有化	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援関係機関一覧表の作成 ・相談支援情報共有シートの作成
	○相談支援体制の整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ相談窓口の開設 ・相談支援コーディネーターの配置
	○人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援関係者対象セミナー ・職員研修
住まい部会	○施設ストックの情報集約	<ul style="list-style-type: none"> ・各課が保有する施設（空き家・空き店舗、遊休施設を含む）の情報集約
	○町民住宅の高齢入居者等の住み替えの仕組みづくり	
	○身寄りがない公営住宅入居者の対応・支援の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・やどかりサポート鹿児島（連帯保障提供）との協定締結
しごと部会	○求人・求職情報の集約・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の無料職業紹介所活動
	○各事業所の人材確保や人材育成対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所アンケートの実施
	○地域づくり研修会	



「我が事・丸ごと」の地域づくり ～ 「チームせとうち “我が事・丸ごと” 支え愛 宣言」～

◎多様化する課題（困りごと）

介護、医療、子育て、教育、障害、住まい、しごと、家計…

◎「我が事・丸ごと」とは？ ←→ 他人事・一点の支援（「縦割り」）

住民（地域）の課題を「我が事」と捉え、包括的に受けとめ必要に応じて支援機関に相談

→ 本質的な課題をとらえ関係機関と連携して支援調整する。×「たらい回し」×「待ちの姿勢」

◎地域共生社会：全ての人に居場所があり、生きがいを共に作り高め合う社会

“我が事・丸ごと” 支え愛のまち

住民に身近な圏域

住民が主体的に地域の課題を解決！

民生委員・児童委員、老人クラブ、サロン、推進員、学校、
地域おこし協力隊、PTA、自治会、NPO・・・

連携

相談支援包括化推進員

各制度における相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員を配置

市町村域（支援機関）

相談支援機関が包括的・総合的に支援！

役場各課、福祉事務所、社協、医療・介護・福祉機関、商工会、
くらし・しごとサポートセンター、農林水産業者・・・

街おこし、産業振興

地域共生社会

4 施策の体系

施策の体系については以下のとおりです。

基本理念	分野ごとの基本的施策	
障害者の完全参加と平等	1 啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> ①啓発・広報の推進 ②福祉教育の推進 ③ボランティア活動の推進
	2 教育	<ul style="list-style-type: none"> ①教育相談、就学指導体制の充実 ②障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の充実 ③生涯学習の充実
	3 雇用・就業	<ul style="list-style-type: none"> ①障害のある方の職業的自立の支援 ②障害のある方の雇用機会の拡大の推進 ③職業相談に関するハローワークへの紹介等の推進 ④職業訓練の場の確保
	4 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ①母子保健対策の充実・推進 ②成人保健対策の充実・推進 ③医療・リハビリテーションの充実 ④精神保健対策の充実・推進 ⑤障害の原因となる傷病の予防と対策 ⑥専門従事者の養成・確保
	5 福祉	<ul style="list-style-type: none"> ①地域福祉の推進 ②自立と社会参加の促進 ③障害福祉サービスの適切な提供 ④専門従事者の養成・確保と障害者（児）団体の活性化 ⑤人権保護と虐待防止対策の拡充
	6 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ①総合的な福祉のまちづくりの推進 ②住宅環境の整備 ③公共建築物等の改善 ④選挙等における配慮 ⑤公園等環境の整備 ⑥移動・交通対策の推進 ⑦防犯・防災対策の推進 ⑧障害のある方の消費者保護対策の充実 ⑨相談体制及び情報収集・提供 ⑩司法手続きにおける配慮 ⑪感染症対策にかかる体制整備
	7 スポーツ・レクリエーション及び文化活動	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクリエーションの振興 ②文化活動の振興

※このページは白紙です



第 4 章 施策の展開

※このページは白紙です



第4章 施策の展開



1 啓発・広報

町広報誌を活用し、「完全参加と平等」の視点に立った住民の意識啓発の促進に努め、障害のある方の自立及び社会参加については、民間団体等との緊密な連携協力を行っています。毎年、障害者週間後に障害者レクリエーション大会（福祉運動会）を開催しており、町の各種イベント等の支援、パンフレット等の作成・配布等を行い、相互交流の促進を行っています。

学校教育においては、関係機関と連携して、障害のある方と児童・生徒との交流活動を支援・促進し、「福祉の心」や障害に対する正しい理解と配慮を育み、互いの違いを認め合って協力し合う人間尊重の精神を涵養しています。また、児童・生徒のボランティア活動についての理解を深めるとともに、障害のある方や児童・生徒自身が能力と適性において、積極的に参加する機会の確保に努めています。

地域において保健所・各種福祉団体等と連携し、職場や地域・家庭等における福祉施設体験学習会や福祉講演会等を開催し、障害のある方とのふれあい交流の促進や福祉教育の拡大に努めています。

地域住民主導によるボランティア活動への積極的な参加を勧めており、関係機関・団体をはじめ学校・地域・家庭や企業等と連携し、活動に必要な知識や技術に関する研修等の拡充に努めています。

基本的施策

（1）啓発・広報の促進

- 町広報誌等の活用を図り、各関係機関や地域活動等との連携を通して、障害のある人もない人も地域の中でともに暮らし、学ぶというノーマライゼーションの理念のもとに、「完全参加と平等」の視点に立った住民の意識啓発の促進に努めます。
- 「障害者週間（12月3日～9日）」「人権週間（12月4日～10日）」「障害者雇用支援月間（9月）」等の意義を町民に理解してもらうための広報を推進します。
- 障害のある方の自立及び社会参加の支援等を行う民間の団体等との緊密な連携協力のもとに、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施します。
- 障害者の自立意識の向上と、障害及び障害のある方に対する町民の理解を深めるため、自主活動や仲間づくりのイベント等を支援し、相互交流の促進を図ります。

- 各種保険福祉制度の周知のため、より分かりやすいパンフレット等の作成・配布に努めます。

(2) 福祉教育の推進

- 学校教育において関係機関と連携して、障害のある方と児童・生徒との交流活動を支援促進し、「福祉の心」や障害に対する正しい理解と配慮を育み、互いの違いを認め合って協力し合う人間尊重の精神を涵養します。
- 地域において保健所・各種福祉団体等と連携し、職場や地域・家庭等における福祉施設体験学習会や福祉講演会等を開催して、障害のある方とのふれあい交流の促進や福祉教育の拡大に努めます。

(3) ボランティア活動の推進

- ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会との連携を密にし、地域住民主導による積極的な参加を促進します。
- 学校教育において、児童・生徒のボランティア活動についての理解を深めるとともに、障害のある方や児童・生徒自身が能力と適性において、積極的に参加する機会の確保に努めます。
- 地域のボランティア団体等に専門的な情報を提供するとともに、これらの関係機関団体をはじめ学校・地域・家庭や企業等と連携し、活動に必要な知識や技術に関する研修等の拡充に努めます。
- 健康づくり推進員、民生委員・児童委員等の見守り活動や住民が主体となったサロン活動等を通じて、みんなで支え合う地域づくりを推進します。

2 教育

町教育委員会・各学校等と連携を図り、特別な教育的対応の必要性についての共通理解の促進と、特別支援教育の充実、就学指導體制の整備等を行っており、教育支援委員会（特別支援連携協議会）を定期的に開催しています。専門的な知識と経験が求められる就学指導担当者の資質の向上と、教職員の役割の重要性を考慮し、教育形態に応じた専門的研修を推進して、使命感や職責感の高揚と指導力の向上を図っています。また、校内の指導體制を確立するとともに、地域に開かれ支えられた障害児教育の充実に努めています。

関係機関・事業所・学校等と連携を図り、家庭での取り組みについて、保護者研修の機会を持ち、保護者の様々な疑問に答える具体的な情報提供に努めています。また、保護者のサークル活動等への情報提供や支援を行っています。

学校・地域・家庭をはじめ関係機関団体等と連携して、スポーツ・レクリエーション・ボランティア活動等、様々な場面での生涯学習の充実に努めています。

基本的施策

（1）教育相談、就学指導體制の充実

- 障害のある児童・生徒の実態を的確に把握し、保護者や本人の考え方や意見を聞いたうえで、特別な教育的対応の必要性についての共通理解の促進を図ります。
- 円滑な就学手続きのために、早期から保護者の理解と協力が得られるよう、保護者の様々な疑問に答える具体的な情報提供に努めます。
- 学校内における連携を深め校内就学指導體制の充実に努めるとともに、教育委員会において各種の研修会を開催したり、手引書を作成・配布したりするなどの施策を講じ、専門的な知識と経験が求められる就学指導担当者の資質の向上を図ります。
- 教育支援委員会（特別支援連携協議会）の運営を充実させ、障害のある児童・生徒の適切な就学指導を講じます。

（2）障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の充実

- すべての教職員が、障害のある児童・生徒を正しく理解・認識できるよう、校内の指導體制を確立するとともに、特別支援教育の充実、就学指導體制の整備等を行います。
- 障害のある児童・生徒の教育における教職員の役割の重要性を考慮し、教育形態に応じた専門的研修を推進して、使命感や職責感の高揚と指導力の向上を図ります。

- 障害のある児童・生徒が、地域社会で障害のない児童・生徒と交流する学習機会を設け、両者がともに育つ、地域に関われ支えられた障害児教育の充実に努めます。
- 障害のある幼児・児童・生徒の多くが言語に遅れがあることから、家庭での取り組みについて保護者研修の機会を持ちます。また保護者のサークル活動等への情報提供や支援を行います。

(3) 生涯学習の充実

- 障害のある方が生涯を通じて、健やかで生きがいのある生活を送ることができるよう、学校・地域・家庭をはじめ関係機関団体等と連携して、スポーツ・レクリエーション・ボランティア活動等、様々な場面での生涯学習の充実に努めます。
- 地域で実施される生涯学習活動の広報活動を積極的・継続的に実施し、参加の促進を図ります。

3 雇用・就業

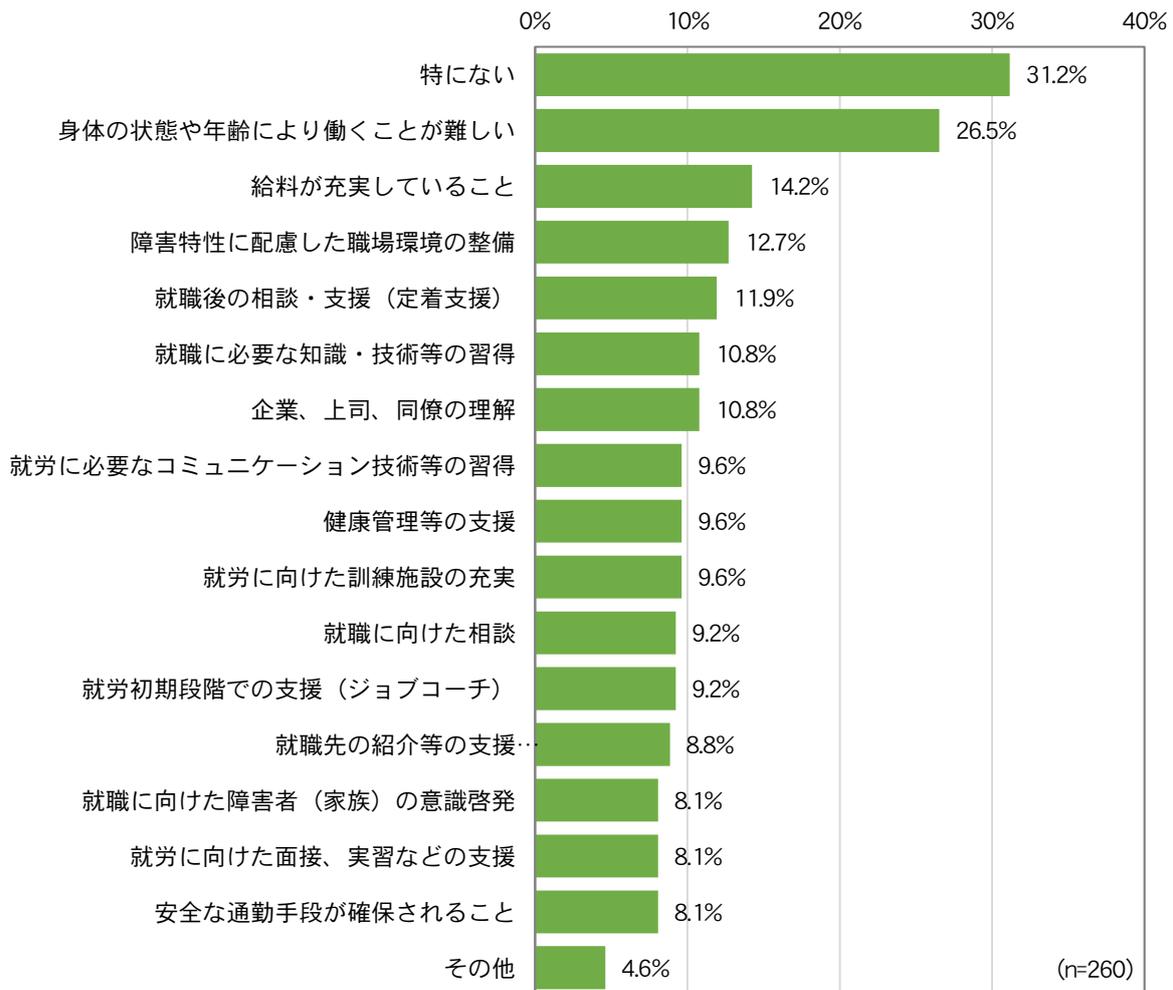
ハローワーク及び奄美障害者就業・生活支援センター等と連携し、多様な就業先の確保に努めており、障害者職業能力開発校の利用が確実に結びつくよう検討を加えながら、継続的な支援に努めています。

国や県と連携し、民間企業の活用とノウハウを活かしながら、個々の特性に応じた適正な雇用管理を行い、雇用の安定と機会の拡大に努めています。また、奄美障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、障害者の雇用機会の拡大に努め、ハローワークとの協力で、働きやすい環境の整備に努めています。

就職を希望する障害者等に対して、ハローワークへの紹介と、奄美障害者就業・生活支援センターへの登録を推進しています。関係機関と密に連携し、就労支援施設等の整備や就労の場の確保に努めています。

■■■アンケート調査結果より■■■

★企業などで働くために重要と思われること。（再就職も含む）



基本的施策

(1) 障害のある方の職業的自立の促進

- 障害のある方の職業選択の自由を尊重しつつ、能力に応じて適切な職業に従事できるよう、多様な就業先の確保に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターについて窓口での紹介を行うとともに、障害者職業能力開発校の案内等については広報誌等も活用し、確実に利用に結びつくような検討を加えながら継続的な支援に努めます。

(2) 障害のある方の雇用機会の拡大の推進

- 民間企業及び本町職員の採用について、障害のある方の優先雇用に向けた施策を展開するとともに、法定雇用率の達成をはじめ、特別枠での採用・雇用率の目標値等についても設定を設けて雇用機会を拡大します。
- ハローワークと協力して雇用主に対する働きかけを行い、働きやすい環境の整備に努めます。
- 国や県と連携し、民間企業の活用とノウハウを活かしながら、個々の特性に応じた適正な雇用管理を行い、雇用の安定と機会の拡大に努めます。

(3) 職業相談に関するハローワークへの紹介等の推進

- 就職を希望する障害者等に対しては、ハローワーク（公共職業安定所）への紹介等を推進します。

(4) 職業訓練の場の確保

- 一般的な雇用が困難な障害のある方に対しては、就労支援施設等の整備や就労の場の確保に努めます。

4 保健・医療

令和2年10月より子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、各種教室の開催や家庭訪問などを実施しています。安心して妊娠期から子育て期を過ごせるよう、切れ目のない支援を目指しています。

母子健康手帳発行の際に、個別に面談を行い、健康状態の確認や心配事の相談に応じています。必要な場合には、妊娠期から産後のサポートへ向けての計画立案など母親とともに行っていきます。出産後はできるだけ早い時期の新生児訪問を行っており、母乳ケアや児の体重チェックなど、支援継続が必要な場合は、産後ケアとして再訪問を実施しています。

子育て・発達支援事業としては、妊娠期から産褥期にかけては「ママのほっとサロン（月1回）」、子育て期には「ベビーマッサージ（月1回）」や「ぼっかぼっくらぶ（週3回）」を開催しています。乳幼児健診（4ヶ月児、6～7ヶ月児、10ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児）と歯科検診（1歳児、1歳6ヶ月児、2歳半児、3歳児）を実施し、発達、育児、栄養、歯科などの相談に応じています。健診結果より、発達支援が必要なお子さんへは、親子教室（わくわくキッズ）への参加をすすめたり、発育発達クリニックなど療育相談機関を案内するなど調整を図っています。

職場や医療機関との連携を強化し、地域ぐるみで生活習慣病等の疾病予防、早期発見・早期治療、健康増進等に関する啓発活動を推進し、関係課・係との連携で、健康診査等の実施や疾病等に関する健康相談、健康教育活動の充実を図っています。

医療・介護の給付又はリハビリテーションの提供に当たっては、障害のある方の人権を十分に尊重し、可能な限り身近な場所で受けられるよう必要な施策を行い、各種制度の公費助成等を積極的に実施することにより、早期治療の徹底を図っています。また、関係機関・事業所等と連携し、在宅サービスの充実を図っています。

関係機関・病院等と連携し、合併症や日常生活における留意事項等必要な知識の普及と、休日や夜間の救急医療体制の整備に努めています。関係機関・医療機関等と連携し、それぞれの生活の場における市民の心の健康について、正しい知識の普及啓発に努め、中高年のうつ病や妊産婦の産後うつ病等への早期の対応を図るための取り組みを行っています。

関係機関・事業所等と連携して、精神障害回復者の社会復帰訓練のあり方等を研究・検討し、段階的な社会参加を支援し、継続的な支援を図り、精神障害者が社会参加しやすい環境を整備しています。また、病院等と連携し、精神障害者家族会等による啓発活動を支援し、精神障害者を地域で支える体制づくりに努めています。

障害の原因となる傷病の予防や治療が困難な難病等について必要な知識の普及に努め、調査や研究に協力するとともに、難病等に係る施策をきめ細かく推進して

います。また、専門的技術を有する質の高いマンパワーの確保が不可欠であるため、理学療法士・作業療法士・看護職員等の専門従事者の養成・確保に努めています。

基本的施策

(1) 母子保健対策の充実・推進

- 障害の発生予防・早期発見のために、ハイリスク母子保健訪問指導を継続的に実施します。
- 妊産婦・新生児や乳幼児・障害のある児童・生徒に対する健康教育・健康指導・健康診査・電話相談等の充実を図ります。
- 予防接種の適切な実施等に努めるとともに、正確な母子保健の知識を広く市民全体に普及します。
- 乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査や子育て教室等の機会を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策等の普及啓発に努めます。
- 母子保健との連携・県こども総合療育センターとの連携を強化し、発達障害への理解の促進を図ります。

(2) 成人保健対策の充実・推進

- 職場や医療機関との連携を強化し、地域ぐるみで生活習慣病等の疾病予防、早期発見・早期治療、健康増進等に関する啓発活動の推進に努めます。
- 適正な栄養・運動・休養等、健康的な生活スタイルの確立のため、積極的な健康づくりを推進します。
- 後遺症としての肢体不自由・視覚障害、様々な内部障害をきたす脳血管疾患、高血圧や骨粗鬆症、糖尿病等の生活習慣病の予防のため、地域における健康診査等の実施や疾病等に関する健康相談、健康教育活動の充実を図ります。

(3) 医療・リハビリテーションの充実

- 医療・介護の給付又はリハビリテーションの提供に当たっては、障害のある方の人権を十分に尊重し、可能な限り身近な場所で受けられるよう必要な施策を実施します。
- 乳幼児医療費、重度心身障害者医療費、老人医療費、ひとり親家庭医療費等の公費助成を積極的に実施し、早期治療の徹底を図ります。
- 障害のある方の自立支援のために、訪問看護、リハビリテーション、訪問指導等の在宅サービスの充実を図ります。
- 障害のある方自身や家族等の関係者に対して、合併症や日常生活における留意事

項等、必要な知識を普及します。

- 障害のある方の健康保持増進を図り、適切な医療サービスを提供するために関係機関との連携を密にし、休日や夜間の救急医療体制の整備を検討します。

(4) 精神保健対策の充実・推進

- 各年代における日常の生活様式や習慣を重視し、ライフステージや家庭・学校・職場・地域といったそれぞれの生活の場における市民の心の健康について、正しい知識の普及啓発に努めます。
- 中高年のうつ病や妊産婦の産後うつ病等の心の健康問題に関して、スクリーニングを実施する等、早期の対応を図るための取り組みを進めます。
- 保健センター等における精神保健相談や援助体制の充実に努めるとともに、精神障害回復者の社会復帰訓練のあり方等を研究・検討し、段階的な社会参加を支援します。
- 精神障害者に適切な受療の機会を提供するとともに、関係機関等と連携して継続的な支援を図り、精神障害者が社会参加しやすい環境を整備します。
- 精神障害者家族会等による啓発活動を支援し、精神障害者を地域で支える体制づくりに努めます。

(5) 障害の原因となる傷病の予防と対策

- 障害の原因となる傷病の予防に必要な知識の普及に努めます。
- 障害の原因となる予防や治療が困難な難病等について、調査や研究に協力するとともに、難病等に係る施策をきめ細かく推進します。

(6) 専門従事者の養成・確保

- 保健医療対策の推進にあたっては、専門的技術を有する質の高いマンパワーの確保が不可欠であるため、理学療法士・作業療法士・看護職員等の専門従事者の養成・確保に努めます。

5 福祉

障害のある方や高齢者が、住み慣れた地域で生活を営めるよう、在宅福祉を中心とした福祉サービスを行っており、社会福祉協議会と連携し、町民の参加と協力を得て、近隣保健福祉ネットワークの充実に努めています。

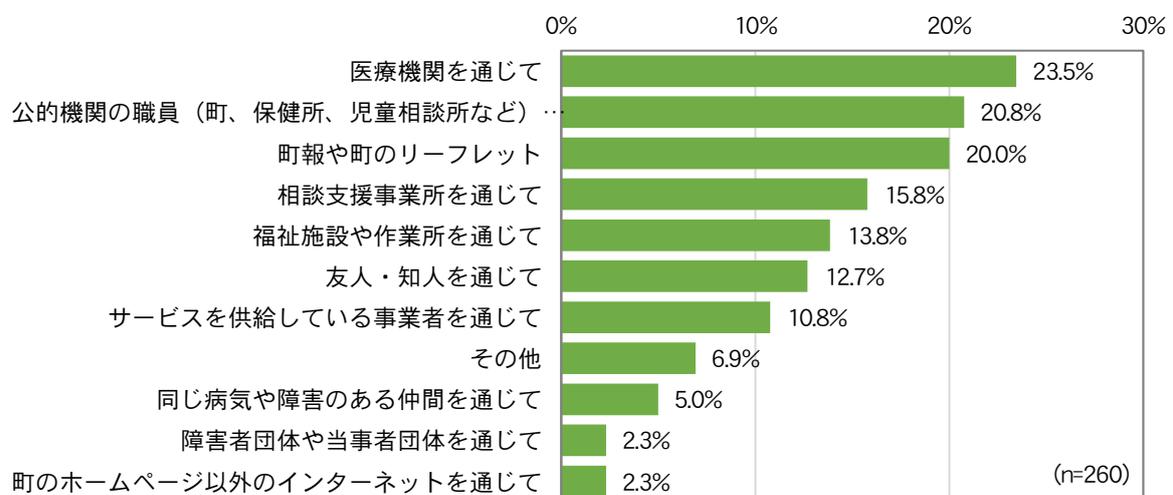
福祉・介護サービスを適切に提供できる体制を整備し、日常生活の援護等を図り、障害のある方の自立した生活を支援しています。障害のある方の自立と社会参加の促進に向けて、言語（手話を含む）その他の意思疎通の手段について、選択の機会の確保に努め、関係機関・事業所等と連携し、障害のある方の社会参加を支援しています。また、障害福祉サービスが、より多くの人に認知されるように、関係機関と連携し広報活動を行っています。

関係機関・事業所等と連携し、障害支援区分認定審査会を定期的を開催して、適切な障害支援区分の判定や障害福祉サービスの給付業務の提供を行い、障害のある方が地域で生活する上で、適切にサービス提供されているかを検討し、就労や自立へ向けた必要な支援を行っています。また、関係機関・団体と連携し、身体障害者相談員等の活動の活性化を図り、障害者団体との連携のもとに、各団体が実施する事業の利用促進を図り活性化に努めています。

奄美地区障害者自立支援協議会（奄美地区障害者虐待防止センター）の中で、関係機関と連携を密にし、障害のある方だけでなく高齢者や児童の虐待防止活動や権利保護活動への取り組みを強化し、障害者虐待を発見した人に対して、速やかに関係機関への通報を行うよう周知徹底を図っています。

■■■アンケート調査結果より■■■

★症状や障害のこと、自分が使えるサービスのことについて、どのように情報を得ていますか。



基本的施策

(1) 地域福祉の推進

- 障害のある方や高齢者が、住み慣れた地域で生活を営めるよう、在宅福祉を中心とした福祉サービスの充実と総合的な推進に努めます。
- 地域福祉活動を推進する社会福祉協議会が中心となり、町民の積極的な参加と協力を得ながら、近隣保健福祉ネットワークの充実に努めます。
- 障害者のニーズに対応したサービスの提供が行えるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。
- 障害のある方や高齢者等、援護が必要な方達に対する福祉・介護サービスを適切に提供できる体制を整備します。

(2) 自立と社会参加の促進

- 生活支援体制の充実や居住の場の確保、日常生活の援護等を図り、障害のある方の自立した生活を支援します。
- 障害のある方の自立と社会参加の促進に向けて、言語（手話を含む）その他の意思疎通の手段について、選択の機会の確保に努めます。
- 円滑な情報取得や移動手段等のために、コミュニケーション支援事業・移動支援事業等の各種事業を充実させ、障害のある方の社会参加を支援します。

(3) 障害福祉サービスの適切な提供

- 福祉サービスをより多くの方が認知し、障害のある方が有効に利用できるよう広報活動に努めます。
- 国や県・審査会・サービス提供事業者と連携を取り、障害支援区分認定審査会を定期的で開催して、適切な障害支援区分の判定や障害福祉サービスの給付業務の提供に努めます。
- 障害のある方が地域で生活する上で、適切にサービス提供されているかを検討し、就労や自立へ向けた必要な支援を行います。

(4) 専門従事者の養成・確保と障害者（児）団体の活性化

- 福祉サービスの質的向上と、円滑な提供のために、介護福祉士や社会福祉士等の確保を県や各種福祉団体に働きかけ、身体障害者相談員等の活動の活性化を図ります。
- 障害のある方への施策を展開する上で障害者団体の果たす役割は非常に大きいことから、障害者団体との連携のもとに、各団体が実施する事業の利用促進を図り活性化に努めます。

- 国や県と連携し、資格取得の支援、介護職の魅力の向上、外国籍の町民など多様な人材の確保・育成、総合事業等の担い手確保等の人材の確保に向けた取組について検討します。
- 介護職員の処遇改善、働きやすい職場づくり、介護ロボット・ICTの活用による介護職員の負担軽減等による介護職員の離職防止・定着促進の取組について検討します。
- 事業者と連携して専門的知識・技術の習得を目的とした研修会の開催や多職種との連携等により、福祉介護人材の専門性を高めるとともに、介護現場の中核を担う人材の育成・確保及び資質の向上に取り組めます。

(5) 人権保護と虐待防止対策の拡充

- 虐待防止法の設立を機に虐待防止に関する法律の趣旨が徹底される中で、地域社会において各関係機関の連携をより一層深め、障害のある方だけでなく高齢者や児童の虐待防止活動や権利保護活動への取り組みを強化します。
- いかなる人も障害のある方に対して虐待をしてはならないことに鑑みて、障害のある方への虐待の防止に係る本町の責務を明確にし、障害者虐待を発見した人に対して、速やかに関係機関への通報を行うよう周知徹底を図ります。

6 生活環境

関係機関等と連携を図り、施設整備等の改善・充実を図り、福祉環境整備の必要性について、町民全体の理解及び積極的な支持・協力を促す意識の高揚を図りながら、ソフト面での取り組みも併せて推進しています。また、町役場住宅係等と連携し、障害のある方や高齢者に配慮した整備を推進し、バリアフリーの導入、手すりやスロープの設置等により、車いす使用者の通行幅の確保や段差解消を行っています。

障害者向けの住宅の整備・改造に対する情報提供や援助・助言に努め、公共施設や建築物の整備については、役場関係課・関係機関等と連携を図り、出入り口・廊下・トイレ等のスロープ化や、手すりの設置等について、整備を促進しています。また、奄美地区障害者自立支援協議会において、関係機関に周知しバリアフリー化を推進しています。特に、平成 29 年度から、本町の民間建築物についてチェックを行っています。

不特定多数の方が利用する民間建築物は、障害のある方が円滑に利用できるように、施設の構造及び整備等についての計画促進を図っており、障害のある方が円滑に投票できるよう、投票所の施設又は設備の整備等を含め必要な施策を講じています。また、本町が設置する公共施設、交通施設等については、関係課・係・関係機関と連携し、細やかな配慮をして、障害のある方等の利用に配慮した施設内容や構造としています。

関係機関・団体及び道路管理者等の協力を得て、安全で快適な歩行空間の確保に努めており、移動支援事業や社会福祉協議会が実施する移送サービス事業は実施していますが、盲導犬については要望がありません。

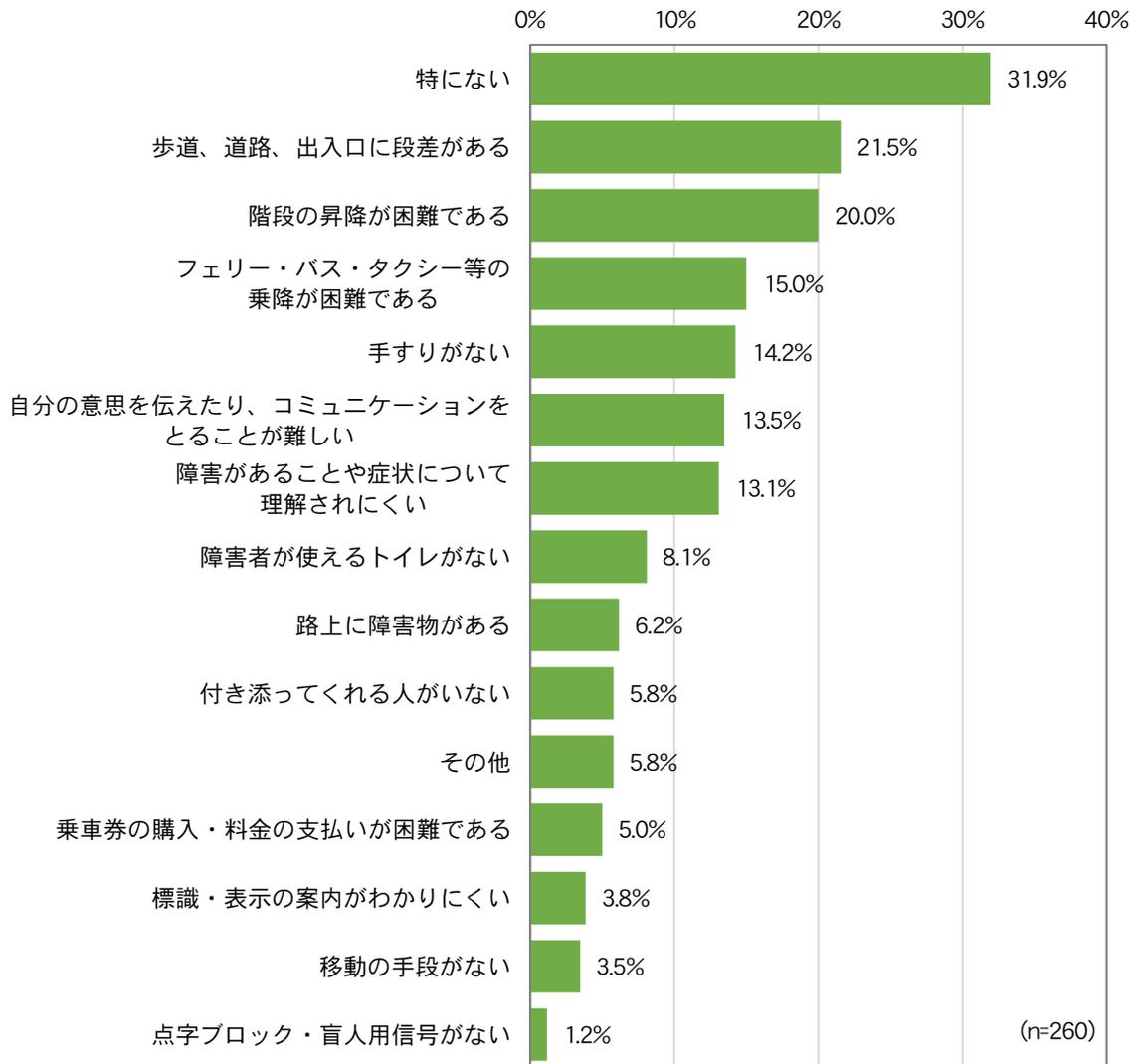
身体障害者協会の総会において、防犯・防災、緊急時における通報体制について説明し、本町の防災訓練等においても、援助の説明や、防災に関する知識の普及をしています。また、総務課危機管理係と連携し避難所マップ等の周知をし、障害のある方や高齢者が緊急時に迅速な対応が取れるよう、本町の防災訓練等を通して、地域住民による自主防災組織や消防機関等と連携しています。

奄美地区障害者自立支援協議会の中で、相談窓口機能や、保健・医療・福祉その他の各般にわたりサービスをコーディネートし、専門的な機関へ紹介する機能等を備えた総合相談体制の確立を推進しています。また、県や国の地方機関等と連携し、情報の提供窓口の充実と情報の集約化を進めています。

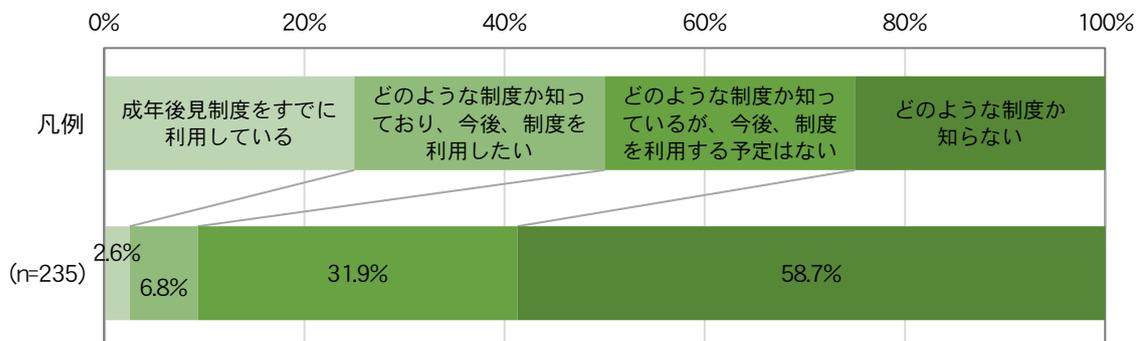
障害のある方の意思疎通の仲介者派遣を行っています。手話通訳者等が少なく、平成 30 年度から手話養成講座を開催し、手話通訳者の増員を図ります。また、障害のある方がその権利を円滑に行使できるよう、個々の特性に応じた意思疎通の手段の確保に向けて、関係機関への働きかけを行っています。

■■■■アンケート調査結果より■■■■

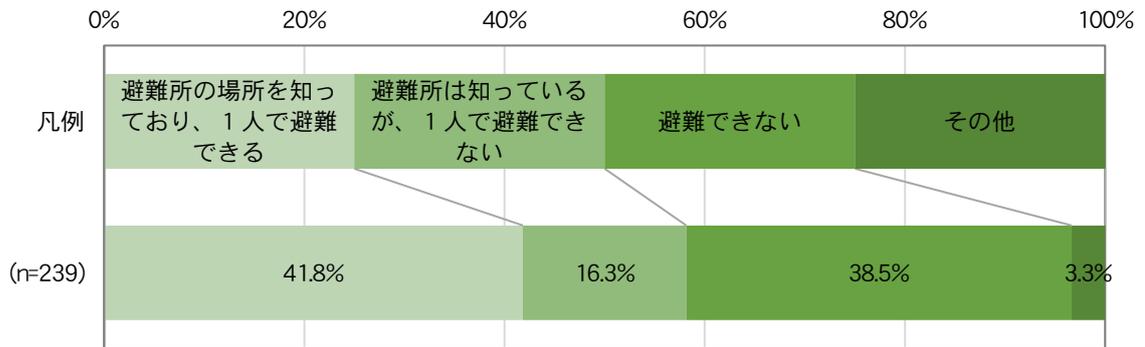
★外出するときに困ったり不便に感じたりすることは何ですか。



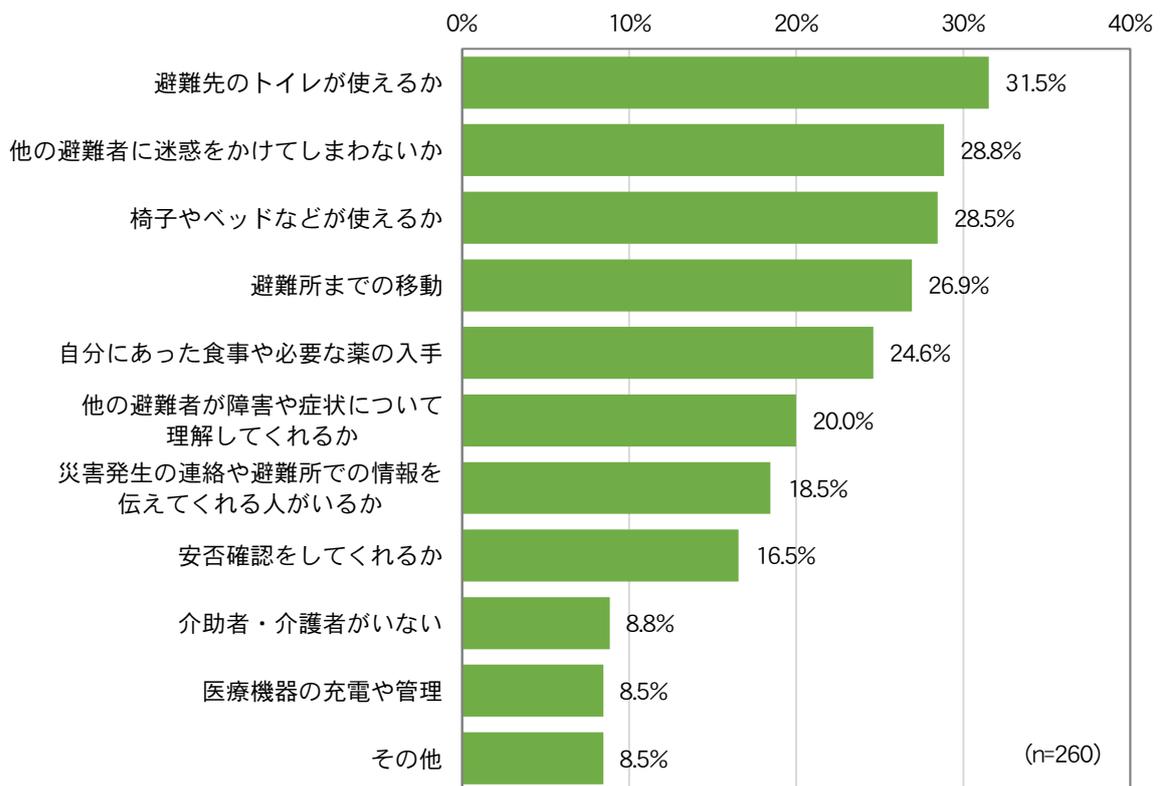
★成年後見制度を知っていますか。



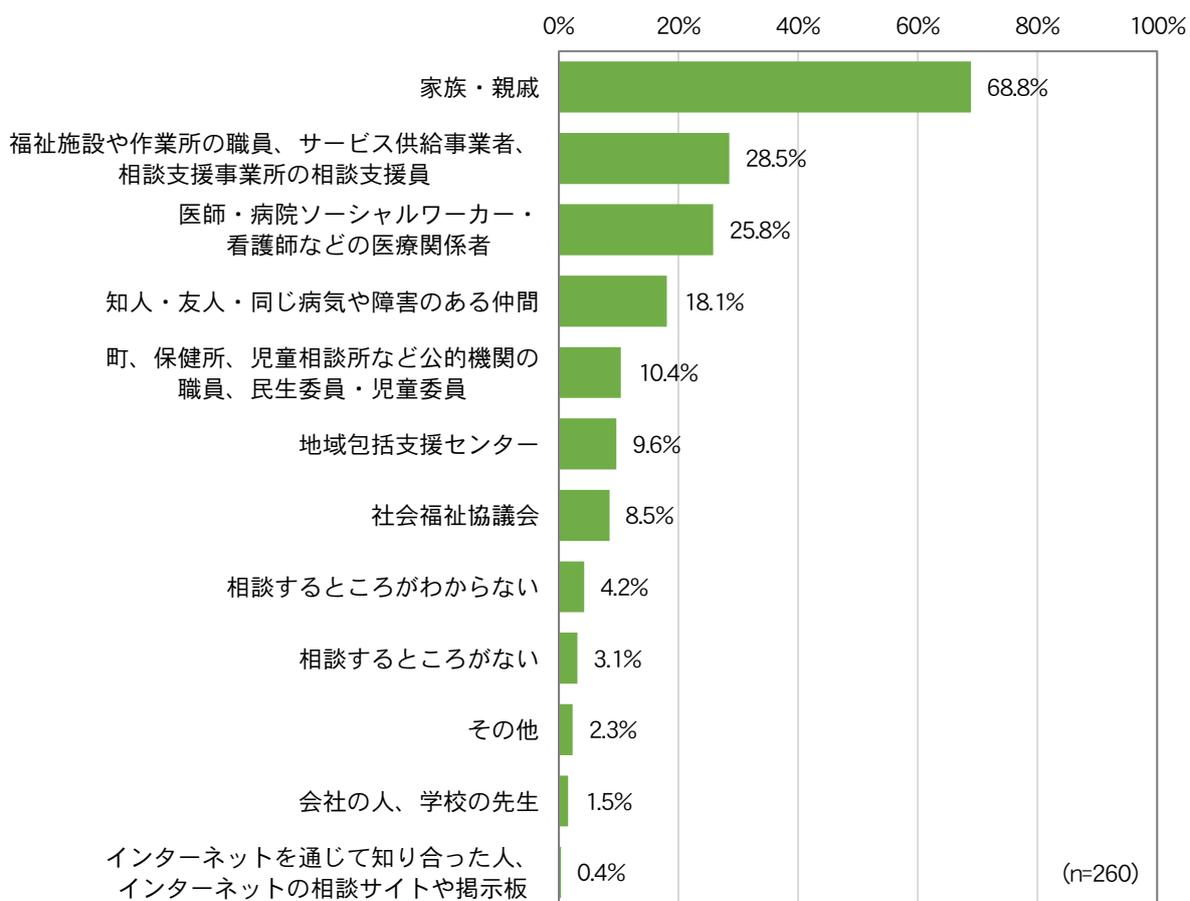
★1人で避難所に避難できますか。



★災害発生時や避難所での生活で、不安に思うことはありますか。



★生活をしていく上で、悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。



基本的施策

(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

- 建築物や道路等、公共的施設のハード面の整備改善を充実させるとともに、福祉環境整備の必要性について、町民全体の理解及び積極的な支持・協力を促す意識の高揚を図りながら、ソフト面での取り組みも併せて推進します。

(2) 住宅環境の整備

- 公営住宅の改造にあたっては、障害のある方や高齢者に配慮した整備を推進します。
- バリアフリーの導入、また手すりやスロープの設置等により、車いす使用者の通行幅の確保や段差解消を行います。
- 個人住宅の整備については、住宅改修費給付事業や、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度の周知・活用を図り、障害者向けの住宅の整備・改造に対する情報提供や援助・助言に努めます。

(3) 公共建築物等の改善

- 公共施設や建築物の整備については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、出入り口・廊下・トイレ等についてスロープ化や手すりの設置等について整備を促進します。
- 不特定多数の方が利用する民間建築物については、バリアフリー新法に基づく基準や税制上の特別措置等を、建築主や建築士等関係者に周知し、バリアフリー化を促進します。
- 本町が設置する公共施設、交通施設等（車両・船舶・航空機等の施設を含む）については、障害のある方が円滑に利用できるように施設の構造及び整備等についての計画促進を図ります。

(4) 選挙等における配慮

- 法律又は条令の定めるところにより行われる選挙・国民審査又は投票において、障害のある方が円滑に投票できるよう、投票所の施設又は設備の整備等を含め必要な施策を講じます。

(5) 公園等環境の整備

- 公園等の整備にあたっては、施設のバリアフリー化を推進し、障害者用トイレや水飲み場の設置、障害者用の駐車スペース等にきめ細やかな配慮をして、障害のある方等の利用に配慮した施設内容や構造とします。

(6) 移動・交通対策の推進

- 道路については、関係機関・団体及び道路管理者等の協力を得て、幅の広い歩道の確保や段差の解消、障害物の除去等により安全で快適な歩行空間を構築します。
- 障害のある方の屋外での移動を容易にするため、本町が実施する移動支援事業や社会福祉協議会が実施する移送サービス事業、盲導犬の給付等各種援助策の利用を促進します。

(7) 防犯・防災対策の推進

- 障害のある方に対して防犯・防災への意識の向上を図り、災害その他の非常事態時の安全を確保します。
- 近隣住民に対して、事故や災害時等に障害のある方に必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう、援助に関する知識の普及に努めます。
- 緊急時における通報体制については、ファックス 110 番・緊急通報装置・火災警報機・自動消火器等の使用要領の周知を図るとともに、警察署や交番に設置されているファックスやパソコンを活用し、地域安全ネットワークの充実を図ります。

- 防災体制については、水害・土砂災害の発生に備えて、避難所マップの周知を図り、警戒避難体制の強化に努めます。
- 障害のある方や高齢者が緊急時に迅速な対応が取れるよう、地域住民による自主防災組織や消防機関等と連携した防災ネットワークの充実を図ります。
- 障害のある方や高齢者等に十分に配慮した地域防災体制を見直し、関係機関の防災訓練の実施等に努めます。また、以下の点に留意した地域防災計画の見直しに努め、障害のある方にこれを踏まえた防災に関する知識の普及に努めます。
 - ・ 防災時における障害者の避難誘導體制
 - ・ 迅速、的確な情報伝達
 - ・ 避難所等における障害者に対する配慮
 - ・ 被災障害者の実態把握と支援体制
 - ・ 物資の供給体制やマンパワーの応援態勢
 - ・ 関係自治体の応援
 - ・ 障害者関係団体やボランティアとの連携体制

(8) 障害のある方の消費者保護対策の充実

- 障害のある方の消費者としての利益の擁護及び増進を図るため、事業者が適切な方法で情報提供等に努められるよう支援します。
- 障害のある方の意思決定に配慮しつつ、本人及び家族その他の関係者に対する相談業務や成年後見制度等のような権利利益の保護等のための施策と制度が適切に広く利用されるように、周知広報と相談体制の強化充実を図ります。

(9) 相談体制及び情報収集・提供

- 障害のある方や家族に対する障害者相談支援センター等のより一層の充実を図り、障害の種別や年齢を問わない相談窓口機能や、保健・医療・福祉その他の各般にわたりサービスをコーディネートし専門的な機関へ紹介する機能等を備えた総合相談体制の確立を推進します。
- 県や国の地方機関等と連携し、本町における各種諸制度の利活用のための資料の収集、展示コーナーの設置等により、情報の提供窓口の充実と情報の集約化を図ります。
- 障害のある方に対して情報を提供する施設の整備や、障害のある方の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう積極的に支援します。

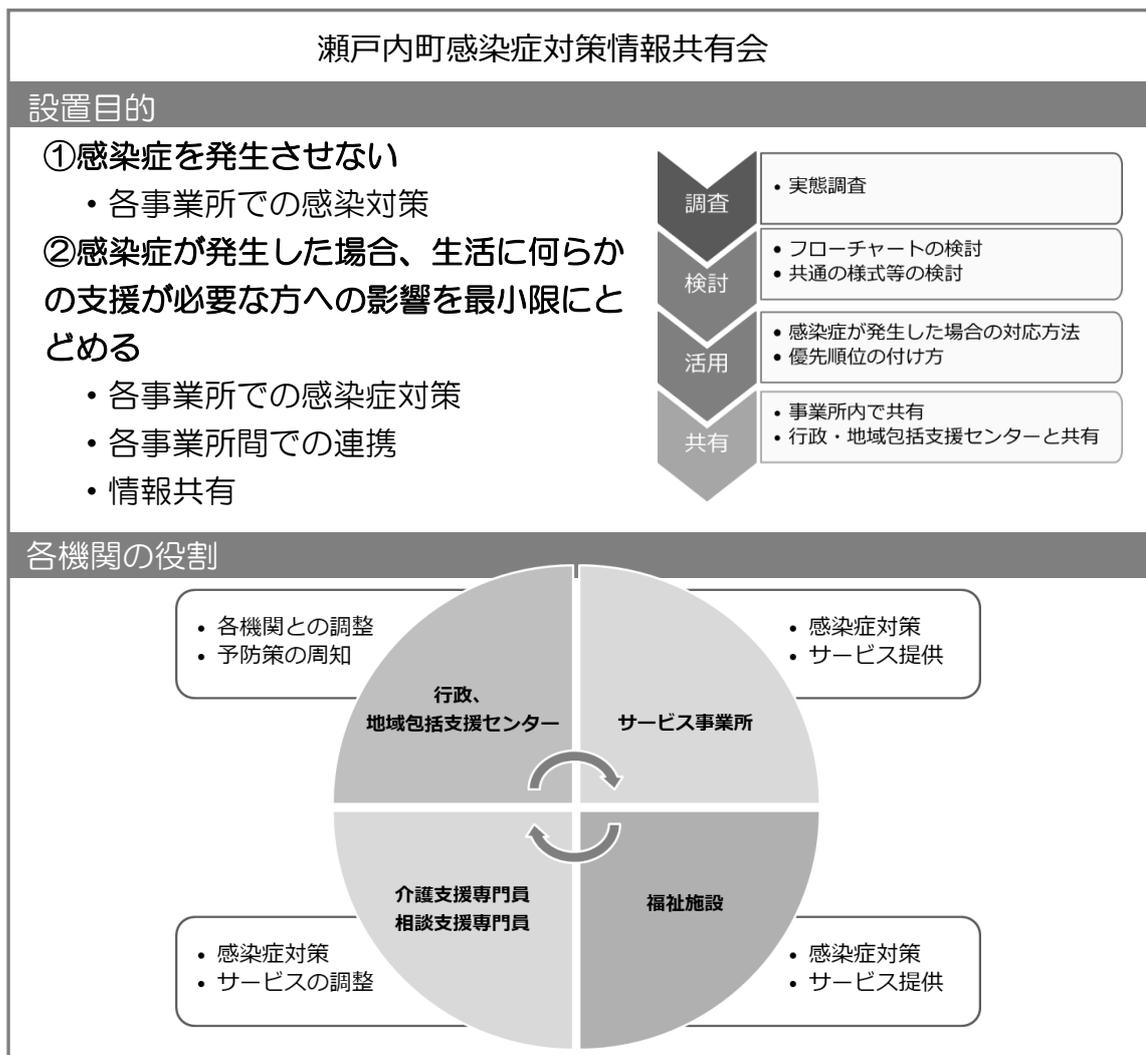
(10) 司法手続における配慮

- 障害のある方が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続きや、その他これに準ずる手続きの対象となった場合、又は裁判所における民事事件・家事事件

若しくは、行政事件に関する手続きの当事者その他の関係人となった場合において、障害のある方がその権利を円滑に行使できるよう、個々の特性に応じた意思疎通の手段を確保に向けて、関係機関への働きかけを行います。

(11) 感染症対策にかかる体制整備

- 障害者（児）福祉施設等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、障害者（児）福祉施設等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修機会の充実を図ります。
- 障害者（児）福祉施設等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を図ります。また、新型コロナウイルス感染症予防の対策として、県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を関係部署と連携し整備を行います。





7 スポーツ・レクリエーション及び文化活動

町関係課・係と連携を密にし、社会教育・社会体育施設の設備の整備・改修に努めるとともに、障害のある方を対象としたスポーツ、レクリエーション及び文化活動事業等の研究を推進し、指導員等の積極的な育成を図っています。

障害者の種別や程度を越えた、障害のある方同士や町民との交流の促進が図られるような機会の確保に努めています。また、生涯学習等文化活動への参加、各イベント等への作品展示を推進し、施設や設備等の整備、助成その他必要な施策を実施し活動を推進しています。

基本的施策

(1) スポーツ、レクリエーションの振興

- 障害のある方のスポーツ、レクリエーションの振興を図るため、社会教育・社会体育施設の設備の整備・改修に努めるとともに、障害のある方を対象としたスポーツ、レクリエーション及び文化活動事業等の研究を推進します。
- スポーツ、レクリエーション指導員等の積極的な育成を図ります。
- 障害者の種別や程度を越えた、障害のある方同士や町民との交流の促進が図られるような機会の確保に努めます。

(2) 文化活動の振興

- 生涯学習、音楽・絵画・演劇・書道等の文化活動への参加、各イベント等への作品展示を推進します。
- 施設や設備等の整備、助成その他必要な施策を実施し活動を推進します。



第 5 章

成果目標の設定

※このページは白紙です



第5章 成果目標の設定



1 第5期・第1期計画における成果目標の評価

(1) 成果目標の進捗

成果目標	第5期・第1期 目標値	令和2年度 (見込み)
(1) 福祉施設から地域生活への移行		
地域生活移行者数(人)	1人 (3.0%)	1人
入所者の削減見込(人)	1人 (3.0%)	1人
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1ヶ所	1ヶ所
(3) 地域生活支援拠点等の整備		
地域生活支援拠点等の数(か所)	1ヶ所	1ヶ所
(4) 福祉施設から一般就労への移行等		
就労移行者数(人)	1人	1人
就労移行支援事業の利用者数(人)	23人 (4割増)	1人
就労移行支援事業のうち就労移行率3割以上の事業所数	3ヶ所	2ヶ所
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率(%)	100%	0%
(5) 障害児支援の提供体制の整備等		
児童発達支援センターの設置数	1ヶ所	0ヶ所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保(か所)	1ヶ所	0ヶ所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保(か所)	1ヶ所	0ヶ所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(か所)	1ヶ所	0ヶ所

※令和2年度は実績見込み

(2) 指定障害福祉サービス等の実績

成果目標	単位	第5期・第1期 計画値			第5期・第1期 実績値(見込み)		
		H30	R1	R2	H30	R1	R2
(1) 訪問系サービス							
居宅介護	時間	300	300	350	303	319	307
	人	25	27	30	24	25	24
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(2) 日中活動系サービス							
生活介護	人日	900	900	900	730	791	714
	人	45	45	45	35	38	35
自立訓練(機能訓練)	人日	20	20	20	0	0	0
	人	1	1	1	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日	45	45	45	39	29	5
	人	3	3	3	2	2	1
就労移行支援	人日	400	440	460	135	48	14
	人	20	22	23	8	2	1
就労継続支援(A型)	人日	100	140	200	52	82	87
	人	5	7	10	3	5	5
就労継続支援(B型)	人日	700	700	700	556	698	683
	人	35	35	35	32	38	36
就労定着支援	人	1	1	1	1	4	4
療養介護	人	1	1	1	1	1	1
短期入所(福祉型)	人日	90	90	90	20	23	15
	人	8	8	8	4	4	3
短期入所(医療型)	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
(3) 居住系サービス							
自立生活援助	人	1	1	1	0	0	0
共同生活援助	人	10	10	10	8	9	10
施設入所支援	人	35	35	35	31	32	28

※1月当たりの延べ利用時間・日数・人数

※令和2年度は実績見込み

成果目標	単位	第5期・第1期 計画値			第5期・第1期 実績値(見込み)		
		H30	R1	R2	H30	R1	R2
(4)相談支援							
計画相談支援	人	38	40	40	38	36	32
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0
(5)障害児通所支援							
児童発達支援	人日	126	156	156	72	68	59
	人	11	12	12	9	8	5
放課後等デイサービス	人日	140	154	154	109	117	97
	人	10	11	11	9	9	7
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	1	1	1
	人	0	0	0	1	1	1
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	10	10	10	0	0	0
	人	1	1	1	0	0	0
(6)障害児相談支援							
障害児相談支援	人	10	10	10	8	7	6
(7)医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置							
コーディネーターの配置	人	0	0	0	0	0	0
(8)障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標の設定							
保育所	人	5	5	5	0	0	0
認定こども園	人	0	0	0	0	0	0
放課後等児童健全育成事業	人	0	0	0	0	0	0

※1月当たりの延べ利用時間・日数・人数

※令和2年度は実績見込み



2 第6期・第2期計画の成果目標の設定

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に定めるべき障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標については、国の基本指針（令和2年厚生労働省告示第213号）を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針（国）

- 令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における施設入所者を、令和元年度末時点から 1.6%以上削減することを基本とする。

国指針を踏まえると、本町の地域生活移行者数の目標値は2人以上になります。しかしながら、入所者を地域で受け入れる場合、専門的な支援等が必要となることも多く、また、本町においては、地域におけるサービスや支援者が不足しているため、地域生活への移行が難しい現状があります。

このような本町の現状を踏まえて、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者35人のうち、1人が地域生活に移行すること、また、施設入所者を1人削減することを目指します。

年度末時点入所者数		【目標値】	【目標値】
R1年度 (A)	R5年度 (B)	削減見込 (A-B)	地域生活 移行者数
(人)	(人)	(人)	(人)
35	34	1	1

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針（国）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

国指針を踏まえて、令和5年度末の目標値を以下のように定めます。

項目	【目標値】 R5年度末
精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	316日

活動指標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	25回	25回	25回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	880人	880人	880人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	6回	6回	6回
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	1人	1人	1人
精神障害者の自立生活援助	1人	1人	1人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

基本指針（国）

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

国指針及び本町の現状を踏まえて、令和5年度末までに圏域[※]で1か所以上の整備を目指します。

項目	【目標値】 R5年度末
地域生活支援拠点等の整備	1ヶ所

※圏域について

広域的な視点から障害福祉サービス等の提供体制の確保を図るため、県地域振興局・支庁の所管区域を単位とする「障害保健福祉圏域」を設定しています。

圏域名	圏域を構成する市町村
① 鹿 児 島	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村
② 南 薩	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
③ 北 薩	阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町
④ 始良・伊佐	霧島市、伊佐市、始良市、湧水町
⑤ 大 隅	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町
⑥ 熊 毛	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町
⑦ 奄 美	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

基本指針（国）

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

国指針及び本町の現状を踏まえて、令和5年度の目標値を以下のように定めます。なお、各事業の概要及び本町における事業所は以下のとおりです。

(1)一般就労移行者数		(2)就労移行支援事業		(3)就労継続支援A型事業	
R1年度 (人)	【目標値】 R5年度 (人)	R1年度 (人)	【目標値】 R5年度 (人)	R1年度 (人)	【目標値】 R5年度 (人)
0	1	0	1	0	1
(4)就労継続支援B型事業		(5)就労定着支援事業を利用して 一般就労した利用者の割合		(6)就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所の割合	
R1年度 (人)	【目標値】 R5年度 (人)	【目標値】 R5年度 (%)		【目標値】 R5年度 (%)	
0	1	10		0	

就労継続支援A型(雇用型)	事業所名 いすわん
一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識、能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。	
就労継続支援B型(非雇用型)	事業所名 いすわん、共生園
一般企業等での就労が困難で、一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等に一定の賃金水準に基づく就労機会を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。	
就労定着支援	
就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した後、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象に、障害者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。平成30年度に創設されたサービスです。	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

基本指針（国）

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国指針及び本町の現状を踏まえて、町単独あるいは圏域で令和5年度末までに各1カ所以上の整備を目指します。

項目	【目標値】 R5年度末
児童発達支援センターの設置	1ヶ所

項目	【目標値】 R5年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制の整備	1ヶ所

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国指針及び本町の現状を踏まえて、圏域で令和5年度末までに各1か所以上の整備を目指します。なお、令和3年1月末時点においては、本町に対象児童はいない状況です。

項目	【目標値】 R5年度末
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1ヶ所

項目	【目標値】 R5年度末
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1ヶ所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国指針及び本町の現状を踏まえて、令和5年度末までに関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を目指します。

項目	【目標値】 R5年度末
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1ヶ所

項目	【目標値】 R5年度末
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

基本指針（国）

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

<成果目標>

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保

活動指標

項目	R5年度末	内容
総合的・専門的な相談支援	実施	基幹相談支援センターを設置（委託）し、総合的・専門的な相談業務の実施 委託先：ぴありんく奄美
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12回	各相談支援事業者への訪問等による指導・助言の実施
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12回	各相談支援事業者への人材育成の支援の実施
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	基幹相談支援センターと各相談機関との連携強化の取組のための協議の実施

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針 (国)

- 令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

<成果目標>

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

活動指標

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用(町職員の参加人数)		1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	共有体制	有		
	実施回数	1回	1回	1回

※このページは白紙です



第 6 章

障害福祉サービス等の量の見込み

※このページは白紙です



第6章 障害福祉サービス等の量の見込み

1 障害福祉サービス

第6期障害福祉計画における各サービスの利用時間、利用者の見込量を算出しました。算出にあたっては、第5期計画における実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

各サービスの利用対象を以下のマークで表記しています					
身	… 身体障害者	知	… 知的障害者	精	… 精神障害者
発	… 発達支援障害者	難	… 難病	児	… 障害児

(1) 訪問系サービス

活動指標

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	320 時間	320 時間	320 時間
	25 人	25 人	25 人

事業概要

サービス名	サービス概要
居宅介護 身 知 精 発 難 児	ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障害のある人に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護 身 知 精 発 難 児	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。2018(平成30)年4月より、入院時も一定の支援が可能となりました。
同行援護 身 知 精 発 難 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護 身 知 精 発 難 児	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援 身 知 精 発 難 児	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

活動指標

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	795 人日分	795 人日分	795 人日分
	38 人	38 人	38 人
自立訓練(機能訓練)	6 人日分	6 人日分	6 人日分
	1 人	1 人	1 人
自立訓練(生活訓練)	28 人日分	28 人日分	28 人日分
	2 人	2 人	2 人
就労移行支援	48 人日分	48 人日分	48 人日分
	2 人	2 人	2 人
就労継続支援 A 型	98 人日分	98 人日分	98 人日分
	6 人	6 人	6 人
就労継続支援 B 型	698 人日分	698 人日分	698 人日分
	38 人	38 人	38 人
就労定着支援	4 人	4 人	4 人
療養介護	2 人	2 人	2 人
短期入所(福祉型)	23 人日分	23 人日分	23 人日分
	4 人	4 人	4 人
短期入所(医療型)	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人

事業概要

サービス名	サービス概要
生活介護 身 知 精 発 難 児	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練) 身 知 精 発 難 児	自立した地域生活を営むことができるよう、身体障害のある方または難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

サービス名	サービス概要
自立訓練(生活訓練) 身 知 精 癡 難 児	自立した地域生活を営むことができるよう、知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援 身 知 精 癡 難 児	一般企業等への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 A 型 (雇用型) 身 知 精 癡 難 児	一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識、能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 B 型 (非雇用型) 身 知 精 癡 難 児	一般企業等での就労が困難で、一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等に一定の賃金水準に基づく就労機会を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援 身 知 精 癡 難 児	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した後、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象に、障害者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。平成30年度に創設されたサービスです。
療養介護 身 知 精 癡 難 児	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障害のある人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。
短期入所(福祉型) 短期入所(医療型) 身 知 精 癡 難 児	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 福祉型 …… 障害者支援施設等において実施 医療型 …… 病院、診療所、介護老人保健施設において実施 </div> 自宅で介護する人が病気の場合等に、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

(3) 居住系サービス

活動指標

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	1 人	1 人	1 人
共同生活援助	9 人	9 人	9 人
施設入所支援	32 人	32 人	32 人
地域生活支援拠点等	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	1 回	1 回	1 回

※1 月間の利用人数

事業概要

サービス名	サービス概要
自立生活援助 身 知 精 発 難 児	施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)を利用していたり、精神科病院等に入院していたりする人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム) 身 知 精 発 難 児	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 ※グループホーム事業者自らが行う介護サービス包括型と、外部の居宅介護事業所に委託する外部サービス利用型とに分類されます。
施設入所支援 身 知 精 発 難 児	施設入所者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
地域生活支援拠点等 身 知 精 発 難 児	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

(4) 相談支援

活動指標

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	36 人	36 人	36 人
地域移行支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	1 人	1 人	1 人

事業概要

サービス名	サービス概要
計画相談支援 身 知 精 癈 難 児	<サービス利用支援> 障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。 <継続サービス利用支援> サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援 身 知 精 癈 難 児	施設や精神科病院、保護施設、矯正施設に入所、入院されている方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援 身 知 精 癈 難 児	居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に対応します。

(5) 見込み量の確保のための方策

① 訪問系サービス

- ・今までの利用者に加え、新たな利用者も見込まれるため、適切なサービスが利用できるよう努め、障害者が地域で安心して生活できるように、サービスの適切な利用を促進します。
- ・利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに合った見込み量の確保のため、町内及び圏域のサービス提供事業者との連携を図ります。

② 日中活動系サービス

- ・施設入所者の地域生活への移行を促します。
- ・自立訓練の利用者に、就労移行支援の利用を促します。
- ・就労移行支援の利用が、就労に結びつかなかった利用者には、就労継続支援の利用を促します。

- 市内の企業と連携し、障害のある人の就労を促進し、ハローワーク等との連携を強化して、障害のある人の雇用に対する理解と協力を努めます。
- 一般就労に移行した障害のある人が、安定した就労生活を継続できるよう就労生活の支援を行います。

③ 居住系サービス

- 本人、家族、関係団体等と連携して、障害のある人が地域で自立して暮らしていける体制を目指し、市内及び圏域のサービス提供事業者と連携を図ります。

④ 相談支援

- 障害のある方が地域生活へ速やかに移行できるよう、関係機関との役割を明確にするとともに、関係機関との連携を強化します。
- 障害のある方がライフステージを通して、支援を受けることができるよう相談支援の仕組みづくりを推進します。

2 障害児福祉サービス

第2期障害児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者の見込量を算出しました。算出にあたっては、第1期計画における実績及び見込量を比較するとともに、実績値の推移を検証しています。

(1) 通所支援

活動指標

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	69 人日分	69 人日分	69 人日分
	8 人	8 人	8 人
医療型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	117 人日分	117 人日分	117 人日分
	9 人	9 人	9 人
保育所等訪問支援	1 人日分	1 人日分	1 人日分
	1 人	1 人	1 人
居宅訪問型児童発達支援	10 人日分	10 人日分	10 人日分
	1 人	1 人	1 人

※1 「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※2 月間の利用人数

事業概要

サービス名	サービス概要
児童発達支援 身 知 精 発 難 児	障害のある未就学児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援 身 知 精 発 難 児	肢体不自由で、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要である児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに身体の状況により治療も行います。
放課後等デイサービス 身 知 精 発 難 児	障害のある就学児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

<p>保育所等訪問支援</p> <p>身 知 精 発 難 児</p>	<p>障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを定期的に訪問し、障害のある児童や保育所のスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。</p>
<p>居宅訪問型児童発達支援</p> <p>身 知 精 発 難 児</p>	<p>重症心身障害児等の重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対し、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。</p>

(2) 相談支援

活動指標

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	7 人	7 人	7 人

事業概要

サービス名	サービス概要
<p>障害児相談支援</p> <p>身 知 精 発 難 児</p>	<p>障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。</p>

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

活動指標

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

事業概要

サービス名	サービス概要
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 身 知 精 癈 難 児	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担うコーディネーターを配置します。

(4) 子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標の設定

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	定量的な目標(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	1人	1人	1人	1人
認定こども園	0人	0人	0人	0人
放課後等児童健全育成事業	0人	0人	0人	0人

(5) 見込み量の確保のための方策

① 通所支援

障害児にとって身近な地域で適切な支援・サービスが受けられるよう、適切なサービスの提供体制の確保に努めるとともに、必要に応じたサービスの利用につながるよう、サービスの広報・周知に努めます。

② 相談支援

障害児に支援・サービスが円滑に提供されるよう、関係事業所等と連携を取りながら相談支援体制の充実に努めます。

③ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等のコーディネーターとしての配置に努めます。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村や都道府県が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

(1) 必須事業の概要

サービス名	サービス概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障害のある方または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、市区町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	障害のある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

(2) 任意事業の概要

サービス名	サービス概要
日常生活支援事業	障害者等を介護する人が、居宅における介護ができない場合に、一時的に施設において必要な保護を行う日帰りのショートステイを実施します。

(3) サービス量の見込み

① 必須事業

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業				
相談支援事業(地活Ⅰ型)	か所	0	0	0
相談支援機能強化事業	か所	1	1	1
	件/年	12	12	12
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1
意思疎通支援事業	実人員	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件/年	39	39	39
介護・訓練用支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	19	19	19
住宅改修費	件/年	3	3	3
移動支援事業	か所	1	1	1
	人/月	1	1	1
	時間/年	48	48	48
地域活動支援センター事業(Ⅱ型)	か所	1	1	1

② 任意事業

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活支援				
地域以降のための生活支援	件/月	3	3	3

(4) 見込み量の確保のための方策

地域生活支援事業は、障害者が地域で生活する上で、必要不可欠なサービスです。サービスを必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、利用者、関係機関、サービス提供事業者の連携を図り、サービスの充実に努めます。

4 発達障害者等に対する支援

(1) 国の基本指針と活動指標

国の基本指針に従い、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実に係る活動指標として、以下の項目を設定します。

基本指針（国）

- 発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。

活動指標

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング※ ¹ やペアレントプログラム※ ² 等の支援プログラム等の受講者数	2 人	2 人	2 人
ペアレントメンター※ ³ の人数	2 人	2 人	2 人
ピアサポート※ ⁴ の活動への参加人数	2 人	2 人	2 人

- ※1 ペアレントトレーニング：環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。
- ※2 ペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。
- ※3 ペアレントメンター：発達障害のある子どもを育てた経験のある親であり、同じ親の立場でよき相談相手となれる人です。
- ※4 ピア（peer）とは、同じような立場や境遇、経験等を共にする人たちを表す言葉です。ピアサポートとはこうした同じような立場の人による支え合いを表す言葉です。

(2) 見込み量の確保のための方策

発達障害者及びその家族等に対する支援の周知を図り、子育て世代包括支援センターと連携してペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講等を促進します。



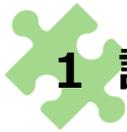
第 7 章

計画の推進にあたって

※このページは白紙です



第7章 計画の推進にあたって

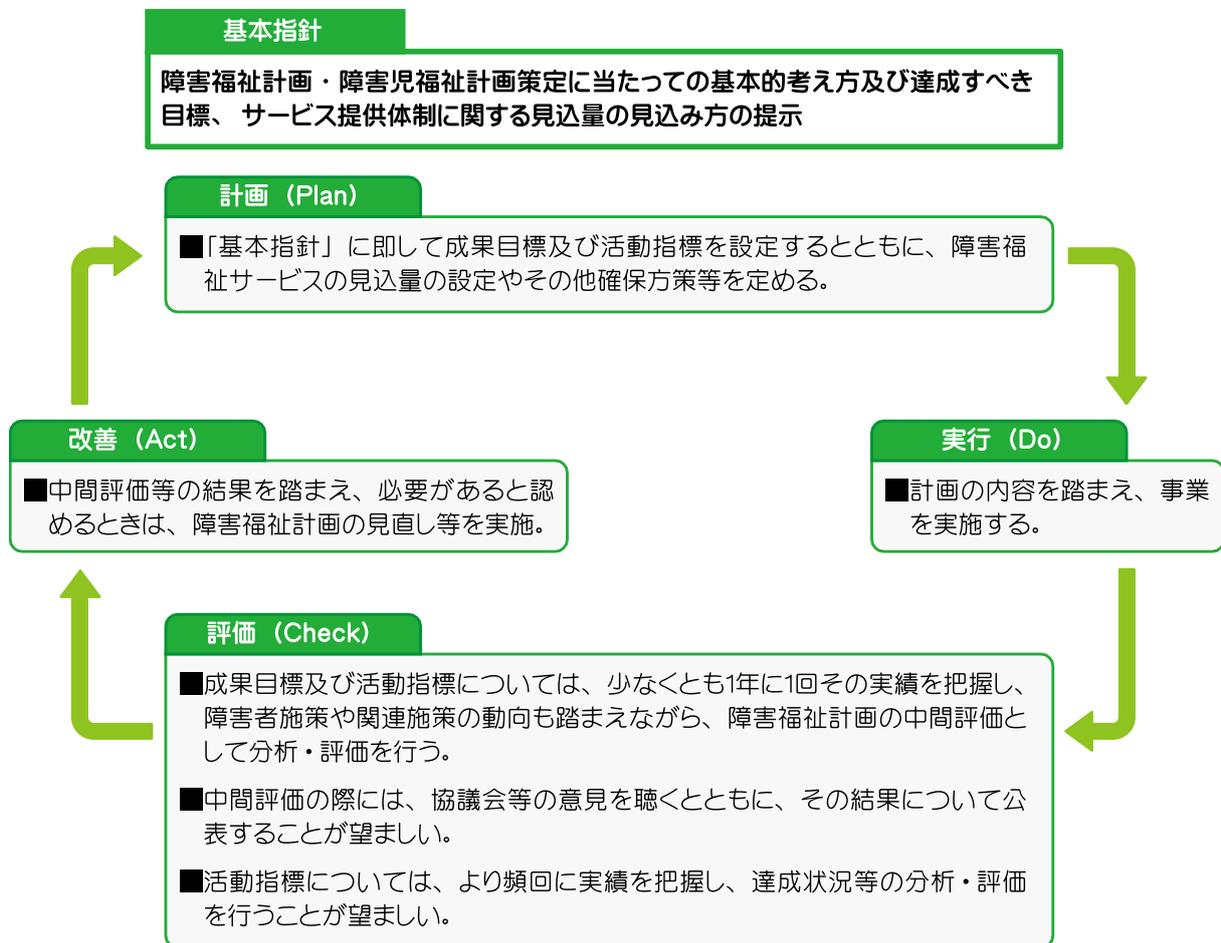


1 計画の評価・検討

本計画の評価においては、PDCAサイクル※を用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は障害福祉計画及び障害児福祉計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。

図表：PDCAサイクルのプロセスのイメージ



※PDCAサイクルとは
「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。



2 推進体制の確立

福祉・保健・医療・保育・教育・就労等で構成した「チームせとうち 我が事・丸ごと支え愛 地域づくり推進会議」を中心に、奄美地区自立支援協議会と相互に連携しながら、障害のある人のライフステージに応じた支援を行い、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

また、本計画を広く住民に周知し、障害や障害のある人への正しい理解を普及しながら、「誰もが安心していきいきと暮らせるまち」に向け、障害のある人の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

なお、本計画は、広域的に対応しなければならない施策もあるため、広域における障害福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣町と連携し計画の推進に努めます。

瀬戸内町障害福祉計画策定委員会設置要項

平成 18 年 8 月 9 日

告示第 8 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画（以下「計画」という。）を策定するために瀬戸内町障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画を策定するための基本事項は検討及び総合的調製に関すること。
- (2) 計画案の策定に関すること。
- (3) その他、計画の策定に当たって必要と認められること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 12 名以内とする。

2 委員は、障害者施策に関し見識を有する者のうちから、町長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときには、委員長以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 7 条 策定委員会の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会が計画を町長に報告したときに効力を失う。

瀬戸内町障害福祉計画策定委員会委員名簿

委嘱期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日

番号	関係部門	氏名	備考
1	身体障害者団体	信島 良章	瀬戸内町身体障害者協会会長
2	知的障害者団体	程 哲代	瀬戸内町手をつなぐ育成会長
3	児童関係	昇 靖代	児童発達支援事業所ここ園
4	福祉関係者	榮 益宏	瀬戸内町社会福祉協議会事務局長
5	福祉関係者	西 久恵	瀬戸内町民生委員協議会長
6	施設関係者	古谷 雄一郎	奄美共生園理事長
7	施設関係者	小宮山 郁夫	大島保養院
8	行政	鱒坂 修平	瀬戸内事務所福祉課長
9	〃	下八尻 孝二	教育委員会指導主事
10	〃	昇 克己	保健福祉課長

チームせとうち“我が事・丸ごと” 支え愛宣言

瀬戸内町で暮らす私たち誰もが、この町の地域づくりを担う『チームせとうち』の一員です。また、町外に暮らしていても、出身者をはじめ、様々な形で町に係わってくださるサポーターの存在があります。

『チームせとうち』は、このような町に暮らし、町に係わる人の町への想いと人と人のつながりを大切に、「生まれてよかった」、「住んでよかった」、「訪れてよかった」と思える地域づくりをこれまで進めてきました。

今ここに改めて『チームせとうち』の旗の下、町民の力を結集して地域づくりに“我が事”として取り組み、すべての町民を“丸ごと”包み込み、ひとりの孤立も生まない、支え合い、つながり合える心豊かな瀬戸内町を目指すことを宣言します。

- 一、多様な学習や就労、地域活動の場や機会を創ることにより、性別や年齢、障害の有無、状況にかかわらず、すべての町民が、そのそれぞれの個性や能力を発揮し、自分らしく活躍できるまちづくりを行います。
- 一、ひとりや一集落、一団体だけではできなくても、誰かの助けや他の集落、団体の協力を求めることができる、ネットワークの力を活かしたまちづくりを行います。
- 一、個人が抱える悩みや問題を個人的なものにとらえず、その原因や背景にある地域の課題を解決するためのまちづくりを行います。
- 一、ひとりの心の痛みや生活上の困難さを“我が事”にとらえ、寄り添い、支えてくれる人が周囲にいて、困ったら誰かに助けを求めることができる、温かいまなざしにあふれたまちづくりを行います。
- 一、誰もが、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、行政と民間の枠や分野を超えて多くの機関が連携し、その人・その世帯“丸ごと”の総合的・包括的支援ができるまちづくりを行います。
- 一、町の未来を担う子どもたちの健やかな育ちを支え、どの子どもも夢と希望を持つことができるまちづくりを行います。



瀬戸内町の瀬の字をひらがなの「せ」で表し、弧の大きい部分が本島側、小さい部分が加計呂麻島にあたります。中央の横線は両方ががっちりと組んでいることを示し、マーク全体で環を表したのは「和」と団結を表すもので、環中の上下空間は本町が誇る風光明媚な大島海峡を表し、各鋭角は町民の固い意志と飛躍を表したものです。

瀬戸内町
障害者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画
令和3年3月

【編集・発行】瀬戸内町 保健福祉課
〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23
TEL：0997-72-1111 / FAX：0997-72-1120